

令和４年第７回美幌町議会定例会会議録

令和４年９月１３日 開会

令和４年９月１５日 閉会

令和４年９月１３日 第１号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)

日程第 3 行政報告

日程第 4 一般質問

1 2 番	松	浦	和	浩	君
2 番	藤	原	公	一	君
1 番	戸	澤	義	典	君
1 3 番	馬	場	博	美	君

○出席議員

1 番	戸	澤	義	典	君	2 番	藤	原	公	一	君	
3 番	大	江	道	男	君	4 番	高	橋	秀	明	君	
5 番	木	村	利	昭	君	6 番	伊	藤	伸	司	君	
7 番	坂	田	美	栄子	君	副議長	8 番	岡	本	美	代子	君
9 番	稲	垣	淳	一	君	1 0 番	古	舘	繁	夫	君	
1 1 番	上	杉	晃	央	君	1 2 番	松	浦	和	浩	君	
1 3 番	馬	場	博	美	君	議長	1 4 番	大	原	昇	君	

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
農 業 委 員 会 長	千 葉 正 美 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	松 本 光 伸 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
町 民 生 活 部 長	関 弘 法 君	福 祉 部 長	河 端 勲 君
経 済 部 長	後 藤 秀 人 君	建 設 部 長	那 須 清 二 君
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	志 賀 寿 君
会 計 管 理 者	田 中 三 智 雄 君	総 務 課 長	斉 藤 浩 司 君
危 機 対 策 課 長	弓 山 俊 君	政 策 課 長	沖 崎 寿 和 君
財 務 課 長	吉 田 善 一 君	町 民 活 動 課 長	佐 久 間 大 樹 君
戸 籍 保 険 課 長	佐 々 木 齊 君	税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長			
社 会 福 祉 課 長	水 上 修 一 君	保 健 福 祉 課 長	中 尾 亘 君
農 林 政 策 課 長	橋 本 勝 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 藤 寿 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長			

みらい農業課長	午 来	博 君	商工観光課長	影 山 俊 幸 君
建 設 課 長	森 口 尚 博 君		建 築 主 幹	宮 田 英 和 君
環 境 管 理 課 長	鶴 田 雅 規 君		上 下 水 道 課 長	石 山 隆 信 君
病 院 総 務 課 長	以 頭 隆 志 君		地 域 医 療 連 携 課 長	高 山 吉 春 君
事 務 連 絡 室 次 長	横 山 聖 二 君		教 育 部 長	遠 藤 明 君
学 校 教 育 課 長	多 田 敏 明 君		学 校 給 食 課 長	片 平 英 樹 君
社 会 教 育 課 長	立 花 良 行 君		ス ポ ー ツ 振 興 課 長	浅 野 謙 司 君
博 物 館 課 長	鬼 丸 和 幸 君		監 査 委 員 事 務 局 次 長	小 室 秀 隆 君

○議会事務局出席者

次 長	小 室 秀 隆 君	議 事 係 長	高 田 秀 昭 君
庶 務 係 長	村 田 剛 君	庶 務 係	金 子 未 准 君

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、令和４年第７回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、２番藤原公一さん、３番大江道男さんを指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第２ 会期の決定についてを議題とします。

去る９月６日に議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

１３番馬場博美さん。

○１３番（馬場博美君） 〔登壇〕 令和４年第７回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る９月６日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、専決処分の承認１件、人事案件１件、議案１０件、決算認定８件、意見書２件、報告事項６件ほかであります。

本日９月１３日、第１日目は、まずはじめに、町長から行政報告を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に松浦和浩さん、藤原公一さん、戸澤義典さん、私、馬場博美の４名を予定しています。

第２日目、９月１４日は、前日に引き続き一般質問を行い、木村利昭さん、坂田美栄子さん、上杉晃央さん、大江道男さん、

岡本美代子さんの５名を予定しております。

第３日目、９月１５日は、議案審議へ入り、承認第１４号専決処分の承認についてから認定第８号令和３年度美幌町病院事業会計決算認定についてまでを審議します。

令和３年度各会計決算認定については、一般会計等及び企業会計の決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、閉会中の継続審査とします。

その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、意見書の提出を求める要請・陳情を２件受理していますので、その取扱いについて報告いたします。

北海道町村議会議長会からの国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出の要請、美幌地区連合会からの道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書採択の陳情について意見書を作成し、国等の関係機関へ提出することにいたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日９月１３日から９月１５日までの３日間とします。

なお、審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び行政職員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から９月１５日までの３日間としたいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局次長から報告させます。

○事務局次長（小室秀隆君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりでございます。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、千葉農業委員会会長、所用のため明日以降欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 本日、ここに令和4年第7回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要

について御説明申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄附についてであります。

去る6月28日、稲美にお住まいの大井恵子様から、墓園の管理等に役立てていただきたいと100万円の御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

第2に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスの感染者は、6月は減少していたものの、7月初旬以降、全国的にオミクロン株BA.5による第7波が猛威を振るい、お盆明けの8月19日には、全国の感染者数が過去最多の26万1,029人に、北海道内の感染者数が8月18日に過去最多の8,315人となるなど、感染が急拡大しました。

本町における感染者の状況ですが、7月17日からの1週間で36名、7月24日からの1週間で80名、7月31日からの1週間では130名と感染者が急拡大し、その後も8月7日からの1週間で112名、8月14日からの1週間では112名と、感染者数は高止まりが続いており、さらなる拡大が懸念されていたところであります。

誰もがいつ、どこで感染してもおかしくない状況にあり、町民の皆様は不安を抱えての生活が続いておりますが、今一度、基本的な感染防止行動の徹底を図り、感染拡大の未然防止に努めることが重要であると考えています。

こうしたことから、帰省や旅行で人流が増加します8月12日と8月19日には、紙面を通じて改めて町民の皆様へ感染拡大防止に向けたお願いのメッセージを発信したところであります。

また、これまで町民の皆様の不安を解消するため、研究用検査キットの無料配布を行ってまいりましたが、8月22日に在庫

がなくなったことから、新たに医療用抗原定性検査キットを購入し、濃厚接触者や感染の可能性がある方などに薬局を通して無料で配布し、集団感染の未然防止と町民の皆様の不安を解消し、安心して生活できる環境を維持しているところであります。

4回目のワクチン接種状況につきましては、美幌医師会をはじめ、各方面の皆様の御協力のもと、7月17日から医療従事者及び介護従事者を対象に、7月30日からは60歳以上の方及び基礎疾患を有する18歳以上の方を対象に実施しており、8月21日現在の接種終了者は3,102名で、接種率は38.2%となっており、引き続き対象となる方が速やかに接種を完了できるよう取り組んでまいります。

政府においては、8月8日、高齢者の重症化を防ぐとともに、若い世代も含め社会全体の免疫を上げるため、2回目までの接種を終えた方を対象にオミクロン株対応ワクチン（従来型とBA.1に対応した2価ワクチン）の追加接種を、10月中旬以降の開始を目標に実施することとしております。

現時点では、具体的な方針が示されておりませんが、感染力の強いオミクロン株に対応していることから、感染拡大防止に効果があるものと考えられますので、国が接種方針を示した後、速やかに接種できるように取り組んでまいります。

長きにわたる新型コロナウイルスとの闘いではありますが、基本的な感染対策である3密の回避、ワクチン接種の推進により、感染させない、感染しないを徹底し、ウィズコロナの時代を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、御提案いたします議案等について御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第14号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第6号）については、新型コロ

ナウイルス感染症対策に係る医療用検査キット購入のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、野昭憲氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、新たに永井英俊氏を推薦いたしたく、御意見を賜りたいのであります。

条例の制定について。

議案第45号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、公職選挙法施行令等の改正に伴い、町議会議員及び町長の選挙運動の経費に係る公費負担限度額を引き上げるための改正を行おうとするものであります。

議案第46号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、良質な既存住宅は増改築行為がなくても、長期優良住宅として認定する制度が創設されることから、手数料の設定など所要の改正を行おうとするものであります。

議案第47号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定については、合同納骨塚に墓誌を新たに設置することに伴い、使用料の設定など所要の改正を行おうとするものであります。

議案第48号美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定については、根拠法が平成29年7月に改正され、経過措置期間が満了したことから、条例の廃止を行おうとするものであります。

議案第49号美幌町企業立地促進条例の制定については、町の産業の振興及び雇用機会の創出を図ることを目的として、町内に工場等を新設又は増設しようとする企業

の立地を促進することについて、助成の措置など必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

令和４年度各会計補正予算について。

一般会計については、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に係る関連経費として１億２,１５７万８,０００円を、ふるさと寄附金に係る関連経費として１億円を、燃料価格高騰に伴う貨物運送事業者に対する支援として１,２０５万５,０００円などの増額をはじめ、事務事業の確定に伴う整理、地方債の変更を行おうとするものであります。

国民健康保険特別会計については、過年度国民健康保険給付費等返還金の増額を、介護保険特別会計については、過年度介護給付費返還金の増額を、公共下水道特別会計については、美幌下水終末処理場の電気料の増額を、病院事業会計については、医療関係者間コミュニケーションシステム導入に係る経費の増額などをそれぞれ行おうとするものであります。

決算認定について。

令和３年度一般会計、特別会計及び企業会計の全会計について、監査委員による決算審査が終了いたしましたので、議会の認定を賜りたいのであります。

報告事項について。

報告第１７号健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

報告第１８号資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

報告第１９号放棄した債権の報告については、美幌町債権管理条例第７条第２項の規定に基づき、報告いたします。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申

し上げまして、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

◎日程第４ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第４ 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

１２番松浦和浩さん。

○１２番（松浦和浩君） 〔登壇〕 それでは、さきに通告しました一般質問をさせていただきます。

大きく一つ質問します。

未来を拓く少子化対策についてと称しまして、義務教育課程の中学校等を経た生徒全員への支援金の創出についてであります。

美幌町の未来を創造する若者たちへの投資こそが地域の存続の手だてであり、少子化対策につながるとは思いますが、次の２点について町長の見解をお聞かせ願います。

一つ目、ひとづくり・育成を推進する政策の一つとして、義務教育課程の中学校等を経て、さらに教育を受けるべく、町内外の学校や技能取得にいそしむ生徒全員に、１８歳までの３年間、毎年、教材購入費、技術取得費、交通費等の資金支援を行うべきと考えますが、町長の見解をお聞かせ願います。

二つ目、美幌町基金条例の中でふるさとづくり基金が設置されており、設置の目的として「豊かで活力あふれる本町の発展を図るための个性的かつ魅力的なまちづくり事業」とありますが、まちづくりにはひとづくり・育成が必要と思われますので、先ほどの資金支援にふるさとづくり基金を充当できると考えますが、町長の見解をお聞かせ願います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 松浦議員の御質問に答弁いたします。

未来を拓く少子化対策についてですが、

美幌町の未来を創造する若者たちを含めたひとづくりや少子化対策については、重要なことと考えており、美幌町総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種計画に位置づけ、学力向上に向けた取組や総合教育の充実、美幌高校の充実など、様々な事業を実施しているところであります。

1点目の義務教育後、18歳までの3年間、毎年、資金支援を行うべきに対する見解についてであります。経済的理由により進学等が困難な方には、生活保護や高校生等奨学給付金、奨学金などの制度があり、授業料以外の教育費に対する負担の軽減を受けることができます。

高校教育に対する保護者の負担は重く、子育て家庭に手厚い支援が必要と認識しておりますが、国においては、2023年4月、こども家庭庁を創設し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする体制を整えようとしています。

資金支援の考えはありませんが、国の動向を注視するとともに、国と地方の役割を考慮し、様々な学びや体験のできる環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

2点目は、事業に対するふるさとづくり基金の充当の可否とのことですが、財源充当は可能と考えております。

しかし、基金は潤沢にあるわけではないため、充当事業の選定に当たっては、事業効果をしっかりと見定めて判断していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 1回目の答弁を受けまして、再質問に入らせていただきます。

子を持つ親にとっては、義務教育を経過

した後、高校、各種技能学校、そして、専門学校、短期大学、大学を卒業するまでの教育費について、多くの方はゆとりがあるとは思えません。

美幌町の中学校などを卒業した後は、それぞれ高等学校を含めたさらなる高等教育課程に進んでいます。

教材費、技能取得費や通学費は、相当の負担が発生しています。

生徒が進む道の選択肢は多岐にわたり、どの道へ進んでも教育という人材育成は、少子化対策の肝心なテーマだと思います。

全ての子供たちに平等にしっかりと支援をすることが、将来の美幌町の支えになると思い、今回、一般質問をいたしました。

資金支援の投資は必要であると思っておりますので、町長にお尋ねしました。

残念ながら、国の動向を注視するが、資金援助の考えはないとの回答です。

子供たちへの人材投資こそが重要であるとし、高齢者にはインセンティブを振る舞い、元気で働いてもらう。これが、地域の将来の道筋であると思います。

一つ、ここで質問をさせていただきます。

義務教育を経た子供たちへの支援、手だて、少子化対策の一助としての政策、今、何を持って説明できるのかお教え願いたい。私にはちょっと見当が付きません。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 1回目の答弁の中で18歳まで、言うならば高校を卒業するまでの支援については行わないという意味でありますけれども、それは皆さんに平等にという考えを持っていないということで御理解いただきたいと思います。

というのは、答弁書にも書いてありますけれども、本来、全ての子供たちに対して、国がしっかり差別なく行うべきだと私は思っています。

そのような意味で、皆さんに平等にという考えは持っていないということでありま

す。

それ以外の地方と国との役割は何かという部分で、町として特出させることをどうしていくかということに対して、しっかり対応することが大事なことであると思っています。

もし、義務教育が終わって、美幌町は何もやっていないと言われるのであれば、高校に対する部分の支援もそうですし、例えば、将来があって、特出できるような子供たちに、未来のアスリート・アーティスト事業で支援する方法も一つの手法でありますけれども、そのようなことをしっかり美幌町はやっているのではないかと私は思っています。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今の回答の中で、また確認をとりたいと思います。

1点目、町長は皆さんに平等にとは考えていない、私は平等にやるべきということで、町長と意見が合わないの、ここの修正をしたいと思います。

今、町長の回答の中で三つのキーワードがあり、国がやるべきことだということ、町は高校に対する支援があること、未来のアスリートの支援をしているということですが、それぞれ私と意見が合わないなと。

少子化対策というのは、美幌町の場合は何歳までなのか。

私は、少子化対策というのは、少なくとも18歳、成人になるまで。

これは、町もしっかりやるべき範疇であり、国だけではないと思っています。

ですから、私は町がしっかりこの3年間、まだまだ投資すべき事由があるということで、今回質問をしました。

2点目、高校に対する援助というのは美幌高校存続の対策資金であり、少子化対策ではないと思っていました。

ですから、私はそれであれば、全ての子供たちに平等に、ある一定の基準値を持つ

た支援が必要であると。

高校対策資金であればインセンティブ、加算金としてプラスするなら分かりますけれど、ゼロ対加算金ではなくて、対策の上に加算金がつくほうが、私は平等性があると。

美幌高校に行っていない子供たちも含めて、全員に平等性を持つべきということを考えて質問しました。

そのところをもう1回、町長に御理解してほしいと思います。

それと、アスリートの関係もしっかり運動して、肉体・精神を鍛えるということは大賛成です。私もずっとスポーツマンでしたから。

ただ、残念ながらスポーツのできない人、体の悪い人、そのような方にも何かの手だてが必要かなと。

そうすると、全員に同じ教育投資があってしかるべきということで質問していますので、再度この三つの件についてどうなのかを回答願います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） まず、再度子育て支援ということの確認をさせていただきますけれども、私はふだん子育て支援、それから教育に力を入れたいという言い方をさせていただきます。

そのような中で、子育て支援というのは何歳までかという話であれば、通常は高校卒業まで、もう一歩行って成人するまでと考えてもいいのかと思っていますので、それは御理解いただきたいと思います。

そして、何度も繰り返しますけれども、支援の一つの仕方というか、それぞれの町が行う場合については、子育ての中で全てができるというよりも、本来皆さんに平等にすべきことというのは、やはり国がしっかりやらなければいけないというのは根底にあります。

ですから、こども家庭庁をつくるとなっ

た場合には、そのようなところで皆さんを平等に育てるという施策を国でやっていたきたいなと思っています。

そして、地方がやるときにはどのように考えればいいかと考えると、やはり財源も限られた中での選択をどうしていくかと思っております。

先ほど、高校までということでは高校支援の部分で言うと、高校を維持するという概念、それから、そこに通う高校生に対する支援という二つの面を持っているから、一つの例としてお話をさせていただきました。

例えば、アスリートの話、アーティストの話も一つの例として話したことでありまして、それ以外は何もしないということではありません。

皆さんがこのような分野、例えば、医療についてとか、すべきだということについては、しっかりお話を伺いして向き合う必要があると思っております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 支援金という考えでもって行って、通学費だとか、教材を買うお金の中で最低1万円を補助しようとした場合、美幌町の中学校を卒業する方が100数名で考えると年間100万円、3学年で300万円、2万円であれば600万円。

極端に言えば、この金額の充当というのは、地域のために何に投資するのか。

次の質問に入る前に確認をとりたいのです。

私は、1回目の町議会議員の選挙から、子供の教育に投資をすべきという議論をもって選挙に出ていました。

子供への投資が、将来、経済力をつけて地域に戻り、地域を豊かにすると。

それまでの間は高齢者にしっかりと働いてもらい、地域を守ってもらう。

それが、今後、人口が減っていく美幌

町、日本の育成になるのではないかと。

もう40年前から北欧の経済学を日本でも取り入れるべきということで動いていました。

それが、残念ながらやってもやっても地方の町の人口が減っていき、高齢化対策、少子化対策に追われていると。

40年間、この日々の繰り返しです。

私が生まれた昭和36年は、美幌町の人口減少の1番最初の年です。

昭和35年は2万8,000人、それから今現在は1万8,000人。

この間、2万後半の子供が生まれて、そのうちの2万人が美幌町には住んでいません。

今、残っている私たちの年代は、そのときの1万人です。

少子化対策をやってもやってもいなくなる。

であれば、日本中で通用して、日本中で活躍できる子供を育てて、しっかりと地域に戻ってきてもらう。

これを私は政策だと思っているのです。

ですから、いろんな技能学校へ行く子供たちも、美幌町はしっかり美幌町のために教育をしていると、少子化対策をしているという形をとるべきと、今回つくづく思いました。

それで、私も計算したのですが、支援金として1万円が高いのか、安いのかではなくて、1万円でも大きな成果を出してもらえると私は思っています。

私は平等であるべきだと思う。

あの方、この方ではなくて、まずは、基本的に全生徒に一律でしっかり支援をする、その底辺を構築すべきと私は思っていました。

この底辺の全員に平等に出すという部分は、町長の考えでは違うと言われていたけれど、私は平等が美幌町の税金を使う意味で最大の役目だと思っています。

なぜ、平等はいけないのか。

町長、お願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 平等であるべきなのですけど、平等に行うのは町村がやるよりも、国がやるべきではないですかというお話を私はしています。

松浦議員は、部分的な捉え方をした中で、本質でいけば、当然、支援金を平等に出すということに対してはそのとおりだと私も思います。

ただ、平等に出す、出さないという論議ではなくて、本来ならば皆さんに出す行為、国を挙げて、それから、地域を挙げて、これからの子供たち、言うならば国を支えてくれる人たち、地域を支えてくれる人たちを育てるというのは、国がしっかり役割としてすべきではないですかということが根底にあるから、このような話をしています。

ですから、松浦議員の御質問のように、支援金を出すべきではないですかという話については、そのような方法がいいかどうかという判断をしなければいけないのかなと。

例えば、今言ったように、一律1万円を出す、2万円を出すというその手法についてであります。

当然、そのようなことをやるのであれば、それはもう平等であるべきというのは、そのとおりだと私も思います。

そこを私が言っているわけではないことだけは、きちんと誤解を解きたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） よく分かりません。

それであれば、国の支援が必要だという部分について、従来から美幌町も含めて国に対して動いていたのか。

我々も含めて地方が動いていたのかというところについては、今、私はちょっと回

答できません。

ただ、美幌町の町長として、国にその分の支援を求めたということは、聞いておりません。

当然、国が支援することについては国の考えです。

今はないから美幌町が支援すべきだということですよ。

ここは美幌町の議会なので、町長に美幌町の予算をどうするかという質問をする場所であって、国の予算を引っ張ってこいという質問はしていません。

国がもっと手を打つべきだという町長の苦しさは、私も分かります。

しかし、地方の町が生き残っていくためには、地方から頑張って国に間口を広げてもらう、意見を言う、国が動かないのであれば、市町村自らが動くべき。

それが、町長の役割だと思いますし、私は、議員としてそれを町長にお尋ねする権利があって聞いています。

ですから、今の町長の答弁の中で、その支援があれば悪いことではないと。

であれば、心の半分は支援についても理解してくれるのかなと。

あとは、国がどうなのだというのであれば、国のことよりも、美幌町として支援してもいいのではなかろうかと思うのですけれど、町長、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 支援金に特出した話をさせていただければ、先ほど答弁の中でお話ししましたが、義務教育が終わる中学校を卒業した皆さんに、一律1万円や2万円の支援をするという方法に対して、それがいいかどうかといえば、私は今のところ考えておりません。

答弁書には、そのような意味で書いております。

ただ、ほかの方法は考えなければいけないと。

なぜかといいますと、子育て支援ということに関しては、教育もそうですけれど、それに力を入れたいということでもあります。

そのことが支援金にこだわるわけではないですけど、先ほど言った1万円とか2万円を全員に渡すという手法を私は余り考えていないということで、理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今現在、美幌町の高校存続支援金は生徒に渡している。

美幌町以外から来ている生徒にも渡している。

残念ながら、美幌高校に行っていない子供たちには支援はしない。

現状がそのように白黒ははっきりしているのが、高校存続の支援金の回答です。

美幌高校の存続のためにやることをやって、従前から寮をしっかり直そう、交通網を整備しよう、教育部分についてもしっかり応援しよう、そして、美幌高校プラス農業部分についても応援しようという部分については、当然、まだまだ拡充してもいいかなと私は思っています。

それは、高校に対する拡充、支援という部分があります。

ただ、美幌高校に行っていない子供たちも美幌町に住んでいる親がいて、義務教育をしっかりと終わらせて、さあこれから次のステップへ行くよという子供たちに夢と希望を。

親がしっかりと教育の中で、先生と協議してやっていますが、残念ながら支援金というか、補助金のない人がいる。

要するに、約40人の方にはある程度の支援金は渡せますが、残った方にはそうではありませんよと。

極端に言うと、100人の中学校卒業生がいて、残った方が60人いたとしたら、マイノリティーの40人を支援して、マジ

ョリティーは違うよと。

そうではなくて、一律でやって、美幌町の財政に何の問題があるのか、国の教育制度の何に支障があるのか。私はないと思います。

ですから、平等に教育についての支援というのが必要なかなと。ただそれだけの分野で考えています。

これが町長の言う支援金の話だというのであれば、支援金ではない話は何なのか。

一生懸命学校に行くけれど通学費が大変だと。JRの時間が決まっているから、乗れない子は急遽バスで帰ってくる、親が迎えに行くということもあります。

私は、単純に通学費だとか、教材費だとか、そのようなプラスになるものも含めた何かの手だてを、美幌町の義務教育が終わった生徒全員に、18歳までの3年間手当てすることが、美幌町の税金の使い道としてすごくいいものだと思います。

再度、ここの部分について、町長の回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 支援金という言葉をもどどのように捉えるかという話をさせていただければ、繰り返しますけれども、一律で全員に1万円とか2万円を渡す支援金という手法を私は考えていないというお話をしているだけです。

途中から、質問の中で教育に係る支援金ということに対しては、しないとか、するとか、今までそのような発言を私はしていません。

どちらかというと、どのような形になるか分かりませんが、教育とか、子育てに対する支援ということをいろいろ考えなければいけないということは、先ほどからお話していることであります。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 町長、最後の言葉で、それぞれいろいろなことを考えなけ

ればいけないと思っているというのは、具体的に具現化されているものがあれば、一つお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 何か施策をする場合に、やはり自主財源をどう考えるかと。

今、御質問の中で1人1万円とか、2万円といったら、財政的に知れてるではないかという論法ではありますが、やはり一つの施策を始めるときには、当然、将来に向かって途中でやめたりすることは、一般的に好ましくないということを考えれば、期間限定にするか、これから先に向けてやるかという手法の選択の中で考える必要があるのかなと思っています。

質問の中にありますけれども、ふるさと納税についても、町民の方、それから私どもの努力もあって増えてきています。

そのようなものは、ある程度資金として、今までの形プラス子育てとか、教育にしっかりと町として、施策として実施することを考える必要があるのではないかと考えております。

ただ、私も任期がありますので、やみくもにこのようなことをやるというのは、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 町長は、最後の任期があるからと。

私も4月までの任期ですから、任期があってもなくても、今、こうすべきことが美幌町にとっていいと、取り組まないといけないなと思っているから質問しただけであり、町長の任期を考えて質問したわけではありません。

町の政策も任期は全く関係ないと思っていて、今の町長の答弁はちょっとよく分からない。

先ほど、町長がいみじくも言ってくれましたふるさと納税についての考えで、質問をしたいと思います。

私は、ふるさと納税基金を明確にする時期が来るかなと思っていました。

現在は、美幌町の政策の中で、先ほど答弁されたとおりの納税の考えがあります。

豊かで活力ある本町の発展を図るための個性的かつ魅力的なまちづくりの事業。

個性的とは、国に反して美幌町はいろんなことをやってもいいという個性的なのか、他の町村との違いなのか、これも含めて美幌町はこのような町だというための個性的という言葉かなと思っています。

魅力的なまちづくりというのは、人に来てもらえることなのか、買い物に来てもらうのか、住んでもらうのか、いろいろなパターンがあります。

いずれにしても、その場で働く、その場に居合わす人方は、美幌町民がいなければできない。

ですから、人材育成は、まちづくりに最大限必要であると思っています。

それで、今回の支援金については、ふるさと納税の基金を充当してもいいのかなと。

町長の回答の中では、それについては十分検討すべき、いいことだと。

財源が限りなくあるわけではないと申しましたが、今、ふるさと納税は年間約1億円から2億円の収入があり、その中で美幌町の基金として今年は1億円ぐら残るだろうし、残った分も入れたら相当の金額になると。

仮に3億円残ったとして、先ほど私が言った600万円を何年間払い続けるのか。

10年で6,000万円、基金に1億円があつたら、何年もつのでしょうか。

逆に言えば、その他の基金を違うものに充当するのであれば、美幌町はこのような目的のまちづくりをしますよと、人材育成をしますよということを早急に考えるときも来たのではなかろうかと。

私は、ふるさと納税については、未来永劫今のままいければいいけれど、国の方針

でやっている以上は、どこかで変わる場合もあると。

ですから、その前に備えて、今ある基金をなるべく温存してしっかり残す。

そして、将来にわたって使える道筋をつくっておくということは、行政にとって1番やらなければならないことだと思っています。

しかし、私は、それまでの間に、今言った中学校を卒業して18歳までの子供たちに支援をして、人材育成をしていくことも、美幌町にとっては有効利用だと思って質問しています。

いろいろな方が美幌町の方針、町、そして、イメージに共感してふるさと納税をしてくれています。

その中で、美幌町の特産品なり、変わったもの、もしくは興味のあるものを皆さんが求めていると。

物があるから納税ではなくて、美幌町に夢があるから納税しているのだというスタンスで考えれば、美幌町は教育投資、人材育成、少子化対策に納税されたお金をしっかり使うので、これから勉学を終わらせて羽ばたく子供たちを、日本中のあなた方の町で受入れてくださいと。

そして、その子供たちと一緒にあって、また美幌町へ来てくださいと。

ですから、我が町は、あなた方から納税されたお金を少子化対策にしっかり使います。

日本のためにしっかり羽ばたける人材育成をする町ですとアピールしてもいいのかなと私は思いますが、町長はどうでしょうか。私と同じような考えがありますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、お話いただいた内容については、私も同感だと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） それであれば、

このふるさと納税の基金の使い道、有効利用、早急に検討に入るべきだと私は思います。

今、部局の担当も納税サイト、そして、事業者とともに、今後どれだけ美幌町の魅力発信をできるかというところをやっている最中ですから、その部分をしっかりともう一度足元を固めて、2年後、3年後、5年後、6年後に向けた政策展開をして、多くの納税した方に美幌町に来てもらう。

さらに、もっと美幌町のことを理解してもらう、それも一つだと思います。

同時に、私が先ほど言った人材育成にしっかりと使わせてもらうということを今すぐ表明し、そして、その財源を明確にして、義務教育課程が終わった子供たちに支援金を充当しても、何も問題なく今すぐできると私は思っています。

町長、再度何か意見がありましたら、私に教えてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ふるさと納税の部分については、個人の部分、それから企業の部分において、早急に検討すべきというお話をいただきました。

そのとおりではありますけれども、今、検討していないわけではなくて、私は日々努力しているつもりであります。

当然、スタッフも皆さんの賛同というか、予算を通していただいて、美幌町をアピールするものをつくっていただいたり、ホームページを増強したりしております。

それは、現在もしていると思っております。

後段の提案がありましたことに対して、そのとおりやる、やらないというよりも、今後その資金を継続的にきちんと温存した中でいけば、当然、将来に向けてということは並行して、今いる人たち、今の子供たちもしっかりと人材育成をしながら、将来に向けたこれから育つ、それから生まれてくる子供たちのために、その基金をうまく

使えるような施策を示していればいいのかなど思っております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） たまたま、今回、二つ目の回答の中で理解できなかったのは、充当事業の選定に当たっては、事業効果をしっかりと見極めて判断したいと考えていますという回答。

事業をやっていることがあれば効果はありますけれど、今、事業効果というのはなかなかないのかなと。

私は、教育というのは生涯学習というのも考えまして、今、一生懸命頑張っている小学生、中学生に支援したとしても、その事業効果というのはいつをもって見るのか。

私は、人材育成の効果というのは、なかなか数値として表せられないかなと。

私は、この事業効果という言葉は分かりますが、経済活動だとか、そのような利益を持って活動するものについては、当然、日本は1年会計という資本主義のやり方ですから1年ごとにやりますけれど、教育だとか、福祉だとか、そのようなところについては年限の指定はないと思っています。

ですから、事業効果のことをいうのであれば、今から始めたって何十年後に効果が出るか分からない、やらなければまだ遅れる。

効果のことを書いた以上は見極める必要はない、やるべきだと。

効果を求めるのであれば、その事業は何をもって取り組むのか。

このスタンスもしっかり明確にすべきかなと。

効果を求めるものとそうでないものを見極めるのが先であって、ここに書いてある「充当事業の選定に当たっては、事業効果をしっかりと見極め」という言葉は、私はなかなか判断しづらいなと思っています。

町長、何か見解がありましたらお願いし

ます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、松浦議員がおっしゃったとおりだと思っています。

ですから、皆様のお金を投資することに対しては、当然、一般的には答弁書に書いてあるようなことだと思います。

ただ、本当に人を育てること、それから将来に向けてどうするかという部分に対して、それを一つの効果として見るか、見ないかという部分でいけば、松浦議員がおっしゃったような効果を求めるということには当てはまらないと、私は十分に理解したつもりであります。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 最後の質問をします。

1回目の質問から今の流れの中で、再度、一つだけ町長に答弁していただきたいのは、どの政策であろうが、どの場面であろうが、町長から出る言葉は町民に対して全てが平等だと。

ですから、先ほど皆さんには平等とは考えていないという部分は、町民全員に平等に調整をしたいという形で、ぜひ答弁願いたい。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、私が答弁した内容の中において、その言葉を使った経過を理解いただければ、皆さんに平等に、一律に皆さん同じくと理解いただいたほうがいいのかなと思います。

もし、訂正させていただくならば、皆さん一律に、同じくという言葉に訂正させていただきたいと思います。

私は、どのような形であろうが、やはり人として、それから政策として、町民の皆さんには平等でなければならないということでは、今、指摘していただいたことはきちんと受け止めますし、訂正させていただけるならそのような意味での使い方を御理

解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） そうですね。

今の私の一般質問の政策が、未来永劫美幌町にとってどのぐらい効果があるのか。

そして、今、高校に通っている生徒、そして、高校でない学校に行っている親御さんも相当いろんな形で美幌町の支援を求めている。

このことだけを町長にしっかり理解してもらい、今、町長の言う平等の部分も訂正がありましたので、ぜひ、このふるさと納税の利用も含めて、しっかりと中学校を卒業した生徒全員に何かの手当てをしてもらえることを期待し、一般質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、12番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 〔登壇〕 ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、さきに通告しております大きく3点について、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、公共トイレの設置について。

男性トイレのサンタリーボックスの設置について、質問をさせていただきます。

近年、前立腺がんや膀胱がんなどの増加に伴い、男性で尿漏れパッドを着用する人が増えておりますが、男性用トイレの個室にはほとんどごみ箱がないため、使用した尿取りパッドを捨てる場所に苦労している男性が多いとの御意見をいただきました。

前立腺がんの摘出手術を受けた人の大半は、脳のコントロールが難しく、尿取りパッドが必要とのことです。

また、膀胱の手術やその他の疾患でも、尿取りパッドや紙おむつが必要な男性は少なくありません。

そこで、全国の各自治体でも設置が進められておりますが、本町の公共施設における男性トイレにサンタリーボックスの設置の考えについて、お伺いいたします。

2点目、総合防災訓練について。

一つ目、防災避難訓練について。

本年6月には北海道檜山地方を中心に大雨・洪水被害が、8月には函館市や北斗市を中心に大雨・洪水被害があり、河川の氾濫により甚大な被害をもたらしました。

また、8月11日には宗谷地方で震度5強を観測し、地震の少ない地方でも災害は身近な存在になってきておりますので、避難訓練は大変重要です。

10月30日には、全町で3年ぶりに総合防災訓練が行われますが、前回行われました訓練の課題や問題点などを中心に実施されることだと思います。

避難訓練の中でも、確実な避難、課題を見つける避難行動など、発見や気づきによる住民の避難能力向上を図ることができ、今後役に立つものと考えます。

美幌町として、課題を見つける避難行動をどのように取り組もうとされているのか。

また、気象台や網走開発建設部北見河川事務所などの意見などを取り入れた災害訓練の考えがないのか、お伺いいたします。

二つ目、避難行動要支援者の避難行動支援について。

頻発する自然災害に対し、災害時における円滑で迅速な避難確保及び災害対策の実施体制強化が求められております。

本来避難すべきタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が全国で多数発生しております。

避難指示の内容も十分理解されていないのも現状としてあります。

内閣府は、令和３年に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供に関する規定を新設いたしました。

美幌町における避難行動要支援者の避難行動支援について、また、個別避難計画について、どのように対応されているのか、お伺いいたします。

大きく３点目、木育について。

一つ目、町民の森整備計画について。

令和２年１２月、森林整備の現状について一般質問をさせていただきました。

その際「基本的には企業から管理料を含めていただいて、全部を企業の方が植えているわけではなく、その中で、自分たちで植えたいという方が来て、企業が関わって植えていく部分と、相手企業や個人の方からオーケーをいただいたら、町民の方が関わってもらうことは可能かと思っています。そのような意味では、しっかりと町民の方々も関わっていただくような森林づくりを今後は進めなければいけないと考えております」と答弁されております。

また、本年度にゼロカーボンシティを宣言され、町民も環境に対して関心が高くなっていると思います。

木を植え、森林を育てる町民の森の整備は、木育にもつながります。

例えばですが、日本ハムファイターズに企業の森林に参加していただき、野球バットになるタモの木の植樹を美幌町の子供たちとできたならば、木育として素晴らしいものになるかと思っています。

今後の美幌町民の森の整備計画がないのか、お伺いいたします。

二つ目、木育マイスター養成について。

木育とは、子供をはじめとする全ての人

が、木と触れ合い、木に学び、木と生きる取組です。

それは、子供の頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

木育は北海道で生まれた言葉で、平成１６年に北海道と道民による木育推進プロジェクトチームがスタートしたときにつくられました。

平成２２年からは、木育マイスター育成研修により、木育の専門家として平成２８年度までに２００名の木育マイスターが認定されております。

北海道水産林務部森林環境局森林活用課のホームページには、木育マイスターの名簿が掲載されており、近隣では津別町の方々が何人かおりましたが、美幌町の方は見受けられませんでした。

美幌町として木育マイスターの養成及び周知について、今後どのように取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

以上、質問いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 藤原議員の御質問に答弁いたします。

初めに、公共トイレの設置について。

男性用トイレのサニタリーボックス設置につきましては、病院等で尿取りパッドや紙おむつを使用されている方が、使用後の処分に困っておられることから、全国的に公共施設や観光施設、商業施設など、設置される施設が増えていると認識しております。

現在、本町においてサニタリーボックスを男性トイレに設置している公共施設は、多くの方々が日々利用される役場庁舎のみ設置しているところであります。

公共施設の男性トイレへのサニタリーボックスの設置につきましては、利用状況や利用者の年齢層等を考慮の上、長時間滞在

することが想定される施設に順次設置してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、総合防災訓練について。

1点目の防災避難訓練についてですが、直近の2年間は新型コロナウイルス感染症の影響により、町民参加型の訓練は行えない状況にあり、長引くコロナ禍において、いかに安全に避難訓練を実施できるかが課題でもあります。

特に、近年の異常気象を見ると、線状降水帯の発生により、水害がいつ起きてもおかしくない状況にあり、災害発生時において、町民を安全に避難させるためにも避難訓練の実施は重要だと認識しております。

本年度の総合防災訓練は、災害発生から避難所開設までの水害を想定した訓練と、地域防災に関する知識を習得するための全町民を対象とした防災講演会の二部形式で行います。

水害を想定した訓練には、美芳自治会と日の出自治会に御協力をいただき、自主防災訓練と職員対処訓練を実施することとし、避難所は美幌中学校に開設し、避難地域を両自治会の範囲内といたします。

避難地域を限定した理由は、今後の新型コロナウイルスの感染状況が増加に転じた場合でも、訓練を中止しないために参加人数を制限する必要があり、さらに、町民の防災意識の高揚を図る目的から、過去、浸水で避難経験のある地域を選択したところであります。

訓練に御参加いただく方には、避難情報伝達から始まり、避難経路及び避難場所の確認、避難行動から避難所受付までの一連の避難訓練を行います。

次に、課題を見つける避難行動の取組についてですが、住民自らが命を守り、安全な避難行動につなげるかが重要な課題であると認識しております。

行政が発信する避難情報は、町民が避難行動をとる際、いつ、どこへ、誰と避難す

るか、重要な道しるべとなります。

災害時には正確な情報を迅速に伝える必要があり、複数の情報手段を効果的に組み合わせるなど、今後の訓練におきましても、情報伝達の在り方について検証を重ねてまいりたいと存じます。

また、今回の総合防災訓練では、気象台をはじめ、関係機関から支援並びに助言をいただく予定であります。

北見河川事務所につきましては、規模縮小としたことから現場での支援協力を依頼しませんが、日頃から情報共有を図っており、今後、総合防災訓練を通常開催できる場合においては、支援協力を求めてまいりたいと存じます。

2点目の避難行動要支援者の避難行動支援についてですが、町が作成した避難行動要支援者名簿には、現在、734名を登載し、個別支援計画書を各自治会長並びに避難支援者に交付しております。

国は、令和3年5月に災害対策基本法を改正し、新たに避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画をおおむね5年程度に作成するよう、努力義務化したところでありますが、個別避難計画に移行することで、より実効性のある避難支援が可能となり、迅速な避難行動につながるものと考えております。

このため、個別支援計画書をもとに、新たに個別避難計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

移行に当たっては、避難行動要支援者の同意や避難支援者の確保など課題もあることから、地域の協力が不可欠であり、要配慮者情報を所管する福祉部とも協議を重ねながら、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、木育について。

1点目の町民の森整備計画については、現在、御質問のような計画はございませんが、町民による森林体験事業として、みど

りの村で実施している赤ちゃん誕生記念植樹、美幌中学校の生徒による植樹や枝打ち体験を行っております。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、様々な活動が制限されておりましたが、社会経済活動再開に合わせて広く町民の方が参加できるような取組を進めてまいりたいと考えております。

また、本町の森林整備の取組に賛同いただいた企業、団体などと進めている企業の森林づくり事業は、造林費用などの経費を御負担いただいた上で町が管理を行い、その関係者の方々には、記念植樹や下刈り作業を体験していただいております。

あわせて、企業との協働による町民が関われる植樹などを推進したいと思っております。

次に、2点目の木育マイスター養成についてであります。木育マイスターは木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材を育成するための北海道主催の養成研修を修了した者が、知事から認定されます。

現時点において、美幌町民の方の登録はありませんが、木育マイスター養成研修の情報提供など、周知を図ってまいります。

引き続き、本町としても、木と触れ合い、木に学び、木と生きる取組である木育を普及・推進するため、現在実施しております町産材を使用した木製品を贈呈する木づかい事業、木を使ったものづくりを楽しむ木工体験、林業館きてらすの運営、林業体験におけるオホーツク総合振興局東部森林室や美幌林業グループからの技術指導の提供などの様々な取組を推進してまいります。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、サニタリーボックスから再質問を

させていただきたいと思っております。

庁舎三階のトイレを利用させていただいたときに、サニタリーボックスが設置されておりました。

今回の答弁書にもあります「長時間滞在する公共施設」はどのようにイメージされているのか、今後どのような場所に設置しようと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） ただいまの御質問に御答弁いたします。

役場のほか、しゃきっとプラザ、町民会館、図書館など会議や研修交流等で、一、二時間以上多く滞在されるような場所から順次設置を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 今回のサニタリーボックスの設置について、答弁書にも順次設置していただけるとありますので、早期に順次お願いしたいと思います。

この質問はこれで終わりたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

総合防災訓練について、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、3年前の全町防災訓練を踏まえ、今回どのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 3年前の全町防災訓練を今回どのように取り組むかということですが、前回の防災訓練の反省点等を踏まえまして、今回は情報伝達の遅れ、避難行動の遅れにつながる部分をしっかりと取り組みたいと考えております。

避難伝達手段としましては、自治会への情報伝達に加え、消防サイレンの吹鳴、現地広報活動、メール・LINEなどで情報

発信をする予定であります。

また、情報確保の手段としてあんしんネットのほか、新しい試みとしましては、緊急速報メールでの訓練メールを配信する予定であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 私も防災について何度か質問をさせていただいておりますが、3年前は情報伝達の手段というのが周知できていなかったという部分を町民の方から聞いております。

先ほど、今回の情報伝達の部分に関して、自治会の方を通してと答弁いただきました。前回、町長から答弁をいただいておりますが、地域とのつながりというか、声をかけ合ってというのが、今後の避難訓練については重要なことだと思っております。

携帯を持たない方にはメールとかはやはり意味がないというか、また、停電になったときに携帯が使えないということも想定されますので、1番いい情報手段というのは隣近所というか、よく町長も言われます共助の部分が1番重要になってくるのかなと思っております。

今回、そのような部分を含めて防災訓練されるということですので、この辺については、しっかりと情報伝達に取り組んでいただければと思います。

答弁の中で、防災講演会を二部形式で行うということなのですが、今回の参加対象者と、また、この講習会に参加される人数はどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 午後から全町民を対象とした防災講演会を開催する予定であります。

人数に関しては、今回、中ホールで実施するということになっておりますので、感染対策をした上で、想定では120名の参加

をいただくように考えております。

講師として、日本赤十字北海道看護大学の根本教授に来ていただき、感染対策のとれた避難所の在り方とか、そのような部分の講演内容で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 中ホールを想定して講演されるということなのですが、120名について、申込方法はどのように周知されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 10月号広報を通じて、事前に公募いただく予定としています。

あと、自治会連合会を通じて、参加人数を取りまとめていただくようお願いする予定であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 次に、町民の防災意識についてお伺いしたいと思います。

以前、町より支給をいただいた非常用持出袋ですが、多分全町民に行き渡っております。

この中に、ライト付き手回しラジオというのが入っておりますが、ライトだとか、そのようなものの点検について、今後どのように町民に周知していくのか。

また、防災週間が始まりましたので、改めて自分でも回してみましたが、ライトやラジオがつかないぞという感じがありました。

この辺について、今後、町で用意することは多分できないと思いますので、町民の方に点検していただくとか、このようなことを用意してほしいとか、周知していくということが大事になってくると思います。

この非常用持出袋の点検について、今後どのように周知していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 先ほどの非常用持出袋の中身ですが、当初、ライト付きの手回しラジオを配布しておりました。

実際に電池の劣化とか、そのような部分もあって、今はラジオの配布はしていません。

今後の用品の点検についてですけども、中身の更新に関してはこちらで再度配布するということは考えておりませんが、確認方法とかを今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 防災に関する事なので、早急に点検していただくための周知というのは非常に大事だと思います。

広報等で伝達できるようにお願いしたいなと思います。

次に、美幌町で管理されております防災備品についてお伺いしたいと思います。

9月4日に、子供のためのお祭りがありました。

その際、私も入り口で検温のお手伝いをさせていただいたのですが、防災の非接触型の体温計が誤作動というか、町長にも確認していただきましたが、体温が正確に出ないものもありました。

この体温計の動作確認とか、そのような点検というのは、どのような頻度でされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 非接触型の体温計ですが、危機対策課で2か月おきに資材の点検をする際に、動作確認や電池の残量とかの確認はしております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

ん。

○2番（藤原公一君） その点検をされているのに、お祭りの入場の際には正確に体温が測定できなかった。

町長も一緒に確認していただいたので分かると思うのですが、2か月ごとに点検をしていれば、そのような誤作動は多分ないと思います。

再度点検していただいて、ちゃんと体温が測れるかどうかというのは、今後、避難所が開設されたときに絶対必要になると思うのです。

今回、コロナの感染防止とか、絶対に体温計は必要になってくると思うので、例えば、今は2か月に1回と言いましたけれど、1週間に1回は多いかもしれませんが月1回にするとか、電池の消耗とかもありますので、動作確認とか、そのような部分も含めてしっかりと対応していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

今回の避難訓練というのは、水防を想定されているということであります。

水防という部分でいきますと、私が建設関係に勤めていたときに、河川事務所とかが土のうの積み方とか、そのような訓練をやっておりました。

今回も水防の避難訓練という部分でいけば、美幌地区、日の出地区の人に自宅の前に土のうを積むとか、そのような訓練も本当は大事なと考えているのですが、土のうの作成方法とか、土のうの積み方一つで家に、玄関口に水が入ってくる、入ってこないというのがあります。

適当に土のうを積んでも水は入ってくるのです。

その辺も含めて、今後、土のうの作成とか、土のうの積み方などの訓練の周知について、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 今後においての訓練の話だと思いますが、今回の総

合防災訓練については、体験型の訓練を重視した部分もありましたので、今後、そのようなコロナ禍の中でできる範囲で、体験型の訓練を実施するという事も検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 課長が体験型の訓練を想定されるというのであれば、土のうの積み方も体験型の訓練になると思うのです。

土のうの作成から積み方とかというのは何時間かかるような作業でもないため、10月30日の総合防災訓練で美芳地区の方や日の出地区の方、何人かに集まってもらって、2人1セットとか、それぐらいの頻度でやってもいいのではないかなと思うのですけれど、その辺の検討はないのかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議員から何点か御指摘等をいただいております。

私から若干、補足で説明させていただきます。

まず、非常用持出品の点検については、議員の御指摘のとおりです。

日頃からしっかり点検をしていかなければ、いざというときに使えないという事態が発生してしまいますので、例えば、毎年9月1日、防災の日は必ず御家庭あるいは職場等々で、みんな点検をするという心がけの日にしたいなと思っておりますし、広報等も活用したいと思っております。

それから2点目、防災備品、体温計の点検という御指摘です。

こちら御指摘どおり、防災グッズはいろいろありますけれども、やはり日頃の確認・点検が正しくなければ使用ができないという事態も想定されますので、今後、ここはしっかり改善していきたいと思っております。

3点目として、土のうの作成、積み方の訓練ですが、実は今回も実施方針を作成する段階では、いろいろ検討はしました。

ただ、いかんせん、今現在も町内において感染の拡大もあるということで、自治会連合会の皆さんとずっと何度もお話をしているのですけれども、やはりそのような不安もあって、今回の訓練の実施に当たっては、いわゆる通常開催が難しいということで断念をした経緯がございます。

ただ、当然、特に浸水地域においては、土のうを住宅前に積むということはありませんので、土のうの作成の仕方あるいは積み方はいずれ訓練をしなければならないと思っております。

ただ、過去の経験で言うと、建設部の担当者ですとか、作業員、それから消防団の皆さんの御協力をいただいた中で、数多くの土のうを作成して運ぶということがございました。

まず、そちらの体制、マンパワーをしっかり確保していくということが急務だろうと思っておりますので、そこを重点的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 部長から丁寧な答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

今回の避難訓練に関しては、美芳地区と日の出地区のみの自主防災訓練として実施されるということです。

美芳自治会の方が美中まで避難する際の避難経路というのは、普通でいけば東和パチンコ屋の前を通過ということが想定されます。

前回もそうでしたけれども、あそこは日の出地区で一部冠水する場所だと思っております。

ハザードマップにも冠水する場所となっています。

このようなところを避けて避難訓練をすべきだと思うのですが、その辺の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 避難するときの避難バスの発着場については自治会と協議してまして、水没とか、水被害が1番ない場所の候補を何点か絞って、そこに避難バスを停留させるということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 冠水しているところにバスを通すということにもならないと思いますので、その辺の周知もしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

次に、課題を見つける避難行動の取組という部分に関してですが、マイタイムラインというのが国土交通省のホームページにあります。

ユーチューブでも配信されておりますが、いつ、誰と逃げるかを日頃から行うことも大事だという部分がありました。

誰と避難するかというのが重要な道しるべになるということが、答弁にもありました。

マイタイムラインはユーチューブでも配信されておりますので、この辺の周知についての考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 御質問のマイタイムラインの周知につきまして、個人でそれぞれにタイムラインを作成するというのは、今後、重要なことだと考えております。

作成の方法について広報で周知できるよう考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） ちょっと話題を変えさせていただきますが、今、全国的に避難所のペットの問題が出ております。

ペットがいるために自宅に残っている、避難しないという方も多数おられると聞いております。

美幌町として避難所のペットの持込み、対応は今後どのように考えていくのか、また、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 先ほどのペットの避難に関してなのですが、今現在、ペットと一緒に避難所に入ることにはなっておりません。

今後、ペットが同行するというのも考えていかなければならないと思っております。

その方法に関しても、例えば、外にそのような場所を確保するとか、今後いろいろ検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 防災に関しては、やってみないと分からないという部分も多々あると思います。

すみません、次に、教育委員会に質問をさせていただきたいと思います。

この間、学校防災教育が行われました。

学校で災害に遭い、自宅に帰れないという場合、子供が安否確認をする手段として公衆電話があると思いますが、公衆電話が使えない子供が多々いるとお聞きしております。

学校で公衆電話の使い方など、防災教育として取り組めないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

公衆電話自体も減っていますけれども、

公衆電話自体がどのようなものなのかということについて、防災教育の中で取り入れることは十分可能ですので、今後、学校にも指示をしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 避難訓練というのは、継続性があるものにしなければいけないと思っております。

いざというときに、訓練がなければ動けないというのも、人間の心理としてあると思っております。

今回の防災訓練の前ではありますけれども、先ほど質問しましたことが、今後、町民の方々が安全に避難行動をとれるような万全な計画・取組をお願いしたいと思えます。

この質問は終わりました、次、避難行動要支援者、避難行動についての再質問をさせていただきますと思います。

答弁書には「避難行動要支援者名簿、個別支援者計画を各自治会並びに避難支援者に交付しております」とあります。

死亡、長期入院やショートステイなど、自治会ごとで変動があると思いますが、情報の共有というのはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

現在、管理しております734名の台帳でございますが、自治会ごとに死亡、転入、転出、この情報があつた時点で、台帳の修正を保健福祉課に提出して、管理している状況でございます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） ということは、長期入院とかで家にいないという人も、その自治会の名簿の中にいるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 台帳の登録時点で長期入院されている場合については、亡くなっていなければ登録されているという現状にあります。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） その自治会の方がそのような方を把握していればいいのでしょうけれども、もし把握されていない場合、その家に確認に行ったときにいないぞということがあり得るのではないかと思います。

今後、個別支援計画書を作成していただけるということですが、自治会の方とかとの連携に関して、ショートステイも含めて個別避難計画が出てくるのかなと思うのですけれども、その辺のお考えについて。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、長期入院等で不在の方については家になくて、実際に災害が起きたときにその対応に苦慮するケースも出てくると思います。

今回、計画書を作る前の段階で、行政でしっかり制度設計を考えて、それから名簿の作成等々に移ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 今回の個別避難計画の作成について、先進地というか、先に計画を作成している地域がありますので、紹介させていただきたいと思います。

宮崎県延岡市が既に作成して取り組んでおります。

行政の声と地域の声というのがあるのですけれども、行政側の声としては「マンパワーが不足している」「日常業務がすごい多忙である」「福祉部局と防災部局の連携が不足している」「計画に対する知識不足」などが挙げられておりました。

また、地域の声としては「住民の高齢化」「自治会に加入しない」「若者がいない」「責任がとれない」などが挙げられておりました。

行政側は、初めの一步が踏み出せないという部分で、地域の個別避難計画の作成は無理という話も聞いております。

行政側が地域に出向き、計画策定を推進しなければ、個別避難計画の作成は困難と思うのですけれども、今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 危機対策課長。

○危機対策課長（弓山 俊君） 個別避難計画に関しては、当然、作成する上で登録される方の同意も必要ですし、そのような生活環境、身体状況を確認する上で地域の方の御協力がなければ進んでいかない問題だと思っております。

また、登録される方に関してもそのような部分、自立して避難できるかどうかという部分を共助いただく考えで登録してもらうことも考えております。

とは言いながらも、そのような災害が起きたときに自力で避難することが困難な方に関しては、当然、共助していかなければならないと思っておりますので、現在ある計画をより実効性のある計画にするために、今後、個別避難計画を策定していくということが重要だと考えております。

策定については、福祉部及び福祉関係者と協議可能な時期等を決めた上で、段階的に進めていきたいと考えております。

また、まずは、計画の記載事項、災害リスクの高い地域、身体状況の重い方などの優先度の設定を行い、策定に着手してもらいたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 令和3年度個別避難計画作成モデル事業報告書の中に避難行動要支援者の声というのがありますので、

ちょっと紹介させていただきたいと思います。

「個別避難計画を作成することで、避難場所、避難経路について改めて確認することができ、危険箇所の把握ができた」「避難所に行けることが分かってよかった」

「安心感が高まった」「地域の人が気軽に声をかけてくれるようになってうれしかった」「避難時の持出品の整理など、自らできることも意識していきたい」という声があります。

また、この報告書の中には、住民、避難支援等実施者の声というのがありますが「障がい者と顔見知りになり、道であったときに挨拶や会話ができるようになった」

「これまで余り自治会の活動に参加しなかった地域住民が参加するようになった」

「災害時に支援する内容や避難所で気をつけることが事前に分かり、要支援者も、支援者も安心できる」という声があります。

先ほどの災害の部分もそうなのですが、美幌町というのは災害が本当に少ないところで、皆さん安心している部分もあると思いますが、近年の災害において、高齢者や障がい者が犠牲となっております。

災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風19号では約65%、令和2年4月豪雨では約79%となっております。

災害時の避難支援をさらに実効性のあるものにするためには、やはり個別避難計画の促進が重要であると思っております。

先ほどの避難のこともそうかもしれませんが、行政側はやることが本当にたくさんあると思います。

ですが、何度も言いますけれども、町民の方が全員、安全に避難行動に移れるような対策に万全を期していただきたいと思っております。

次に、木育について再質問をさせていただきます。

企業の方に、町民の方と森林に興味を持

ってもらおうということが大事だと思います。

今回も石上車輛さんから寄附をいただいておりますけれども、石上車輛さんから住民の方と一緒に木を植えたいとか、そのような声がなかったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 先に、先ほどの避難行動要支援者に関わる御指摘について、若干の答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、災害弱者の方の命をいかに災害発生時に守るかというのが私たち行政の仕事ですし、また、地域の皆さんと一緒に協力し合うことで、しっかり命を守っていくということが大切なのだろろうと思っております。

これからおおむね5年をめどに個別避難計画の作成を進めることになるのですが、正直なかなか時間のない中で、いかに進めていくかというのが大きな課題になっております。

ただ、何度も言いますが、今回、計画書の作成に当たる私たち防災の担当と福祉部門の職員、忙しいわけですが、いずれの職場も住民の皆さんの命を守ることが本来の仕事ですので、ここはしっかりと計画的に対応していかなければならないと考えております。

いずれにしても、全ての方の命を助けるために何ができるかというのを真剣に考えて取り組んでまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先に行われました石上車輛さんの御寄附のときには、そのようなお話はありませんでしたことをお伝えいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 多分、向こうから

提案はないと思うので、こちらから町民の方と一緒にというアピールをしないと、石上車輛さんもいいですよ、一緒にやりましょうということにはならないと思いますが、町長、どうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、石上車輛さんと契約締結をして、私も一緒に植えさせていただきます。

石上車輛さんからすると、コロナ禍で来られる方がやはり少ないので、最終的には社員の方がこちらに来て、一緒に植えたいという希望はもともとありました。

それで、町民の方とどう関わるかというのは、私どもからもそのようなときに一緒に交流をさせていただきたいということは、前に石上車輛さんにもお話ししています。

藤原議員がおっしゃるとおり、こちらから働きかけるということで理解しております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 木を植えるということは屋外のことですので、コロナとかは余り考えなくてもいいのかなと思います。

町民の方がどれだけ参加するかというのは別問題なのですが、皆さんと一緒に木を植えるということはいいことだと思いますので、今後、その辺の対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、美幌町にいろいろな公園とか、みどりの村とかも含めて自然に囲まれたいい場所があると思うのですが、学校に植えてある木とか、樹木園とか、美幌町にいろいろあると思います。

そこに樹名板とかをつければ、例えば、これは柏の木なのだよ、別名は何ていうのだよとか、子供たちも木にすぐく親しんでいただけたと思います。

この樹名板に対して何か考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 教育委員会の部分は教育長がお話すると思いますけれども、例えば、みどりの村とか、多くの人が来て、木に触れるところについては、私が指示をして樹名板をつけたことがあります。

ただ、今もそのまま継続されているかというのはちょっと分かりません。

あと、学校林については別なものなので、そこは直接一般の方が関わるのがなく、ちょっと難しいと思うのですが、公共施設の中でそのような木があるところで、ついていないところについては、やはり考える必要はあるかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねですが、町長からも答弁がありましたように、みどりの村で樹名板をつくった経過がございます。

そのとき、博物館の学芸員もデザイン等に大分関わったという経過もございます。

議員おっしゃるように、木を切り口として様々な教育の要素がございますので、その辺についてはしっかり考えていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 私の質問にもありましたけれども、幼少の頃からしっかり木と触れ合うということが、心を豊かにするという部分もありますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

次に、北海道水産林務部森林環境局森林活用課活用調整係のホームページの中で、NPO法人アオダモ資源育成の会の活動内容が紹介されておりました。

このアオダモ資源育成の会というのは、プロ野球選手などに野球のバットを供給するため、育て、植えていくという会である

と、ホームページではそのように書いてありました。

先ほど、私はファイターズと一緒にという話もしましたが、今後、このアオダモ資源育成の会との連携というか、そのようなことについて何か考えがないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、そこまでの考えは持っておりません。

ただ、今まで野球連盟の依頼で美幌町に木を植えさせてもらって、将来バットになる木を育てるというようなことで協定は結んでいる状況であります。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 時間がないので、次の木育マイスター制度について質問をさせていただきます。

子供たちが木と触れ合う場の提供というのが大事だと思っております。

マナビティーセンターの中に木工サークルというものもありますけれども、例えば、そのようなところに子供たちと触れ合える場所がつかれないとか、建設中の住宅見学会とか、木に携わる人々に木育マイスターになっていただけたらと思います。

木育マイスターというのは、キノコに詳しい人とか、木工場にいた人、工芸品をつくる人、元大工だった人、造園に携わる人とか、美幌町にたくさん人材がいると思います。

木育マイスターという制度に対して、多分札幌かどこかに行かないと研修を受けられないと思うのですが、例えば、人数が集まれば美幌町で木育マイスターの研修というのはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの養成研修に関しましては北海道

で実施しておりまして、今年は苫小牧市で開催していて、もう既に募集も終わっております。

ですので、人数が集まれば美幌町とか、そのようなことはこちらでは分かりかねますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 次の質問に移りたいと思います。

答弁書の中に「美幌林業グループからの技術指導の提供など、様々な取組を推進してまいります」とありました。

林業グループの技術指導というのは、どのような取組を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、木育マイスターの話をされましたけれども、指導林家という言葉をお聞きになったことがあるかと思えます。

それで、美幌町はマイスターの登録をする方がいないのですけれども、実は、北海道知事が認定する指導林家が美幌町には6人いらっしゃいます。

これは管内的に見ると非常に多いです。

大空町、津別町については4人、北見市は7人。

そのような意味でいけば、マイスターはいませんが、実際に木を植えるときにはこのようなプロの方に必ず来ていただいて、町民の木を植える、植栽の関わりをしていただいているので、その辺も御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 今、地球温暖化というのが叫ばれております。

美幌町の豊かな自然を守り、共存していくことで、温暖化対策、ゼロカーボンにもつながっていくと思いますので、木育を通して豊かな心を育てていけるような今後の

取組に期待して、私の質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、2番藤原公一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時30分といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、2項目、2点について御質問いたします。

まず1点目、美幌駐屯部隊充実整備期成会の活動についてお伺いいたします。

陳情成果と今後の活動について。

第5旅団の機動旅団化を見据えて「第6普通科連隊を第6即応機動連隊へ」という陳情を平成29年度途中から項目に加えて、要望してきたと思えます。

また、町内数か所に看板を設置して、目に見える形で行動を行ってきました。

いよいよその成果が実を結び、令和5年3月に第6普通科連隊が第6即応機動連隊と改編される予定です。

町長として、陳情成果の思いと今後の陳情内容や看板をどうするかなど、期成会の今後の活動についてお聞かせください。

2点目、コロナ禍における物価高騰対策支援事業についてお伺いいたします。

コロナ禍での原油価格・物価高騰による水道光熱費等に対する支援策について。

新たな変異株の出現など、新型コロナウイルスの終息が見通せない中、経済が疲弊し、ロシアによるウクライナへの武力侵攻などもあり、原油価格や物価が高騰しています。

国は、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰に直面する生活困窮者等への支援として、新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設し、各自治体へ当該予算を配分いたしました。

美幌町も年度当初、それらの予算を活用して、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業などの生活者支援や原油価格・物価高騰対策プレミアム商品券発行事業などの事業者支援を計画いたしました。

また、電気料金の値上げ等に伴い、公共施設に係る電気料金の増額補正を予定されるなど、電気料金やガス料金は、生活困窮者以外の一般世帯へも影響を及ぼしています。

このような中、他自治体では家計への経済負担を少しでも軽減するために、水道料金の基本料金を数か月分免除しているところもありますが、水道光熱費等に対する支援について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

初めに、美幌駐屯部隊充実整備期成会についてですが、防衛省は、第5旅団隷下の第6普通科連隊を第6即応機動連隊（仮称）へ改編する一方で、第1特科群隷下の第101特科大隊を廃止する予定であり、令和5年3月をめどに美幌に駐屯する部隊の改編準備が進んでおります。

本町をはじめ、隊区内2市8町が求めてまいりました即応機動連隊の誘致は、これまでの陳情活動等と地域の思いが評価・反映されたものと受け止めております。

今般、国家安全保障政策の中心となる防衛3文書の改定に向けた具体的な検討が進んでいる一方、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、不安定三正面の一つである北日本正面の脅威は、これまで以上に懸念されているところであり、特にロシアとの国境に接するオホーツク圏にとっては、常に動向の把握や監視体制の強化が必

要と強く感じている次第であります。

このような状況から、改編される第6即応機動連隊（仮称）の人的基盤の充実等、即応力・対処力を高めるためにも、充足率の向上と配備される装備品の完全充足について、引き続き要望していく所存であります。

また、機動性・即応性を保持する即応機動連隊は、災害時で全国に展開される部隊となりますので、隊員及び留守家族のサポートも必要になるものと考えております。

平成31年1月に締結した派遣隊員の留守家族支援に関する協定に基づき、町全体でしっかりと支援に努めてまいりたいと存じます。

今後の期成会の活動につきましては、美幌駐屯部隊の活動を支える町民の気運の高揚を図るため、看板並びに懸垂幕の更新を順次行い、編成完結に向けた諸行事の支援などに取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、コロナ禍における物価高騰対策支援事業についてですが、コロナ禍における原油価格や物価の高騰は、町民の家計に大きな影響を及ぼしており、日本を取り巻く環境が一層厳しくなることが懸念されております。

このような中、水道光熱費に対する支援策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金の免除を実施している市町村があることは認識しておりますが、水道料金は家庭ごとに賦課していることから、基本料金の免除を行った場合、世帯人数に応じた幅広い支援とはならないため、現在水道料金の免除については考えておりません。

原油価格・物価高騰に対する支援としては、町民にとって少しでも負担を軽減できるよう、高齢者世帯や子育て世帯に対し重点的な支援を行っているところでありますが、一般世帯への光熱水費に対する支援については、今後の状況を見ながら引き続き

検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） それでは、美幌駐屯部隊充実整備期成会の活動についてから再質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、答弁の中で「即応機動連隊は、災害等で全国に展開される部隊となりますので」と書いてあったのですが、基本的にはあくまでも防衛任務のために即応機動連隊になるということで、災害展開部隊はあくまでも大規模災害があったときに即応機動連隊、即応機動旅団に限らず全国展開するため、その辺の認識が誤っているのかと思いますので、改めていただきたいなと思います。

あと、看板並びに懸垂幕の更新を順次しっかり行いたいということで、ありがたい答弁をいただきました。

今、私が確認できている「第6 普通科連隊を即応機動連隊に」というものと「北の守り 陸上自衛隊」というものの2種類の看板が美幌に数か所あるのですが、通勤する隊員の方々には美幌町がここに看板を建ててくれたな、町民の方にも自衛隊が改編するのだというPRにもなっています。

結構、他部隊が国道39号線を通って矢臼別演習場に行かれるのですけれども、非常に目立って、美幌町はこれだけ自衛隊のことを応援しているのだと、他部隊に対してもすごい応援になっていて、美幌町はすごいとPRになっている看板だと思うのです。

それで、即応機動連隊へという看板は、来年の4月以降、あの内容では使えないのではないのかと思います。

例えば、即応機動連隊になりましたでもいいのですけれども、いずれにしましても、内容が合わないから撤去するというこ

とはしてもらいたくはないのです。

町長も順次更新しますという話でしたから内容を変えて、美幌町は自衛隊をしっかり応援している町だなという思いをもっと拡大してもらいたいという気持ちもありますし、最低限は今の看板を残してもらいたいという気持ちもあります。

そこで、具体的に今「第6 普通科連隊を即応機動連隊へ」という看板が多いと思うのですけれど、その内容は変えて、当然、あの看板は残すと。

変えるとするのであれば、どのような言葉があるのか。

もう決まっているのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 初めに、答弁内容がちょっと言葉足らずというか、一部分しか答弁していなくて、本来の国防という意味での部分が欠けていたことについて、御指摘をありがとうございます。

認識を改めて確認させていただきます。

今、御質問の看板は全体で5か所あります。

その中で、東京電波のあったところだけが「北の守り 国民の生命と財産を守る 陸上自衛隊」となっていて、北見から来たりするときに自衛隊の町なのだなということで、非常にいい印象を私自身も持っています。

それで、他の4か所も含めて、今ある看板については「みんなの力で 美幌駐屯地に 即応機動連隊の誘致を」となっています。

時期的には全部終わったときでないとまずいと思うのですけれども、4月18日に充実整備期成会総会をさせていただいたときに、そこで看板の名称を「道東屈指の精強部隊 第6 即応機動連隊 の充実強化を」と直したいと。

このとおりの名称となることを今のところ願っています。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 非常にありがたいことですね。

美幌町民もそうですけれど、やはり他部隊へのPRになります。

今の看板の大きさもちょうどいいですし、黄色と黒の文字も目立つし、あとは言葉だなと思っていたのですが、非常にいい言葉を使っていただけということ、で、心強く感じました。

次に、令和4年度の期成会の陳情要望で、標題は第6即応機動連隊（仮称）への改編に係る陳情ということで、内容は人員の充足率の話と装備品の充実の話を要望されているのですが、来年度以降、要望するとすれば、当然、充足の話は出てくると思います。

最後は期成会の総会等で決まるのですが、具体的にどのような内容で陳情していこうかという腹案、今のベースでプラス何かあるのか、その辺の心積もりがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、陳情させていただいた主な内容について、私どもが希望した即応機動連隊に改編いただいたということに御礼を申し上げるというのが一つのポイントでありました。

もう一つは、今後についてということで、答弁でもお話しさせていただきましたけれども、人数としては全体的に50名増えるというお話をいただいておりますが、どれだけ充足していただけるかということでもありますので、充足と装備品の近代化を図っていただくと。

他の要望もそうなのですが、どうしても美幌駐屯地として、また、第5旅団として、私どものところはオホーツク海に面していて非常にロシアに近いということもあって、その中でいけば、特に充足、それ

から装備品の近代化ということをお願いしてきました。

基本的に今回の改編の状況を見て、そのことを中心に何を足せるかということは、これから十分に研究して、皆さんと御相談してまいりたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） やはり要望とマッチするのは、防衛計画の大綱があって、その中に中期防衛力整備計画、それに乗かってくると、実現性が非常に高くなっていくという話になってくると思うのですが、新しい防衛大綱では、宇宙・サイバー・電磁波という三つのキーワードでほとんど動いているのですよね。

それで、今年度、陸上自衛隊に電子作戦隊というのが発足しまして、安保新領域が大幅強化されたということで、実際何なのかというと、電磁波領域での対処能力強化の部隊なのです。

本部は朝霞にあるのですが、その隷下部隊としてあちらこちらにあるのですが、北海道の留萌にできたのです。

それから、長崎の相浦ですとか、熊本健軍、奄美、那覇、知念にもできる予定ということです。

留萌ですと、余りオホーツク海、ロシア方面に向いていないと思うのです。

だから、多分これはチャンスではないのかなと。

今、ロシアは脅威ですから、ロシア方面に電磁波部隊、対応できる部隊があれば、非常に可能性も出てくるし、当然、今度つくられる中期防衛力整備計画には載ってこないと思うのですが、次の中期防衛力整備計画にぜひ載せられるように、その辺を含めて要望することも一つの手なのかなと思うのです。

サイバーはどこでもできると思うのです。

電磁波となると、ある程度近くてその方

面に向いていないといけないということ
で、あまり近くても駄目だと思うし、内陸
の美幌駐屯地が1番適しているのかなと思
うのですよね。

その辺も含めて要望されたらどうか、検
討の資料にはなるのかなと思うのです。

また、方面に教育部隊があつて、大体が
千歳で教育をやっていますが、ある程度の
層の上級者クラスになると、倶知安で教育
をやっているわけです。

それらも含めて教育部隊、細かくなりま
すが国際貢献する教育部隊、今後、どう防
衛省が考えるかは分かりませんが、
美幌町については4キロ四方に訓練場もあ
りますし、300メートル打てる射撃場も
ありますし、訓練環境は非常にいい場所
です。

当然、女満別空港も近いというところ
で、非常に人の行き来もしやすい、訓練も
しやすいということで、そのような部隊を
要望するのも一つの手かなと思うのですけ
れども、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） いろいろ御意見を
いただき、経済新聞等も防衛費を問うとい
う中において、今、議員がおっしゃったよ
うなサイバーというか、電子戦装備の部分
についても記事が出ていて、私も同感かな
と思っております。

それで、今回、私どもの充実整備期成会
ではないのですけれど、駐連協の副会長も
させていただいています。

その中で、北海道が置かれている状況に
おいては、北方領土に対する整備という
か、その電子戦に対するものの装備がかな
りされていて、サイバー攻撃とか、電子戦
の装備、通信網の情報操作が危惧されてい
るので、そのような対応をしっかりと
いただきたいという話をさせていただきました。

そして、特に北方領土に接する第5旅団
の設備の近代化、増強をお願いしたいとい

うお話もさせていただいております。

ですから、来年度以降、実際に一般的な
話ではなくて、一歩進んで何かを提案する
ということになったときに、今、議員から
いろいろアドバイスをいただきましたの
で、また皆さんと協議をしながら、それか
ら、今の国の動向をしっかりと押さえた中
で、何か具体的に要望に結びつけるものが
あれば、しっかり対応していきたいと思っ
ていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さ
ん。

○1番（戸澤義典君） やはり、中期防衛
力整備計画に載るような要望が1番実現し
やすいと思いますので、それを念頭に置いて
再度どのような内容がいいのか、期成会
等で揉んでいただければと思います。

次の質問で、編成完結に向けた諸行事の
支援などに取り組んでいきたいというお話
をされていました。

実際、ほぼ間違いないと思うのですが、
来年の3月には第6普通科連隊が改編しま
す。

101特科大隊は残念ながら廃止になり
ます。

ということで、具体的に改編、それから
廃編、大きく二つのパターンの事業がある
と思うのですけれども、やるとすれば準備
期間が4か月か5か月しかありませんの
で、もし、今の段階で考えられている事業
が何かあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 101特科大隊の
来年の廃隊に向けての行事等について、日
程等、内容、会場の問題も含めていろいろ
相談されておりますので、そのことについ
ては、大空町とも相談しながら細部を詰め
させていただいている状況です。

今、これ以上お伝えすることはちょっと
難しいのですけれども、しっかり対応はさ

せていただいております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 自分の原隊がなくなるとするのは非常に寂しいことで、でももう決まったことだからと隊員も諦めはついていると思います。

ただ、やはり最後に花を持たせるというのは、大変重要なことだと思うのです。

部隊独自ではなかなかできない事業ですので、財政面も含めて何とか期成会で最後の花を持たせていただければという思いで、このような質問をさせていただきました。

しっかり準備をされているという心強い御答弁をいただきましたので、ありがたく存じます。

この項目では最後の質問になりますが、帯広、釧路、鹿追、別海などが駐屯地を抱えていますけれども、道東の他自治体で期成会を持っているところもあると思うのです。

道東の中で、協議会まではいかないにしても、期成会同士で何か連携して、このようなことに対して啓蒙活動をもっとしていこうということもできると思うのですけれども、そのような活動、取組の話は全然聞こえてこないですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私どもは2市8町での協力会がありまして、それぞれ駐屯地がある町村においては、私どものように隊区内としての充実整備、町としての充実整備等、それぞれ帯広、釧路、鹿追等も含めてあると思っています。

活動内容の深さというか、積極的にやっているかどうかというのは置いておいて、そのような流れがあった中において、どうしても師団とか、旅団の中で、全体で何か整備をしていくというか、要望していくというのは、なかなか難しい部分があるかなと私は思っております。

旅団、それから師団の中においても、それぞれ町村の利害関係というか、今回の即応機動連隊へという話をすれば、第5旅団の中で美幌でなくても希望するところがあったと思うのです。

そのような中でいち早くそのような情報をキャッチして、何とか美幌にと。

ですから、まずは、それぞれの市町村でしっかりと応援体制、それから隊区内でしっかりと応援体制、そして、それを越えた場合に対しては179市町村が全部入っている駐連協。

そのような中で師団とか、旅団ということではなく、北海道の自衛隊をどうするかということを含めて、対応していく必要があるのかなと思っております。

また、それ以外には、美幌町も入っていますが、国から防衛にかかるお金をいただいている基地協という組織もあります。

それぞれの組織でしっかりと活動している中で、第5旅団としての何かの動き、連絡調整とか、そのようなことは可能かもしれませんし、また、私がお話することではないですけど、議員の方々の動きの中で、議長の皆さんで一つの会をつくっているということもお聞きしています。

全道的な動きの中で進めていって、しっかり自衛隊を応援していくという体制を今後も続ける必要があるかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） この連携の話は私の案ではないのですけれども、そのような動きがあるのではないかとある方からお聞きしたもので、あるのかなと。

確かに、町長が言ったように利害関係がありますから、同じような陳情は取り合いになるでしょうし、啓発という部分では連携できるかもしれませんので、確認させていただきました。

それでは、大きく2番目の水道光熱費等

の支援策ということで、質問をさせていただきたいと思います。

御答弁の中で「水道料金は各家庭ごとに賦課していることから、基本料金の免除を行った場合、世帯人数に応じた幅広い支援とはならないため、水道料金は免除しない考え」とありますが、ここの部分がどうも理解できないのです。

なぜかといいますと、1人世帯と5人世帯がいた場合、電気料が5倍になるのですか、水道料が5倍になるのですか、食費が5倍になるのですかというのと、間違いなくならないですね。

でも、電気代は上がる、灯油代も上がる、ガソリン代も上がっている。

それは、個人よりも世帯に影響している話ですね。

そして、町としてガソリン代を免除しますよ、電気を免除しますよというのは、自分が事業をしているわけではないから多分言えないと思うのです。

やるとすれば、補助金を出すとかそのぐらいだと思うのです。

町が直接そのような一般世帯の方に、何かしらコロナ禍の影響を受けているから援助しますといったときには、やはり水道料金しかないと思うのです。

ということで、ほかの市町村は水道料金の基本料だけでも免除しようかと、免除していると思うのです。

だから、市町村によっては期間も違いますし、その対応も違いますよね。

それぞれの市町村の特性に応じてまちまちです。

町長は、基本料金の免除を行った場合、幅広い支援とはならないからやらないのだと言っていますけれど、そこら辺がちょっと理解できないので、何で水道料金が免除できないのかということをもう一度詳しく説明していただければと思います。

○議長（大原 昇君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申

し上げます。

今の世帯人数に応じた幅広い支援等という御質問でございますけれども、まず、美幌町の場合につきましては、今現在の基本料金は8トンまでで1,320円でございます。

1人世帯でも1,320円、4人家族、5人家族と比較した場合でも、同じ金額の基本料金がかかると。

その中で、世帯の人数が多く、使用料が多くても、基本的には1,320円しか減免ができないということになりますので、その部分で一律の支援ではないということから、幅広い支援ではないという考えを持ったところでございます。

また、美幌町の給水普及率ですけれども、現在95.4%でございます。

残りの約5%、約320世帯につきましては、郊外の集落等の地域になっていまして、そこに関しては水道の契約をしていないということになってきますと、そのような減免が受けられないと。

そのような部分で広く還元されることがない、物価高騰に対する支援としましては適当ではないという考えを持ったことから、減免はなじまないとしたものでございます。

御答弁申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今の考えですと、8トンまで1,320円。

それは、1人世帯であろうと2人世帯であろうと一緒にですね。

では、それ自体が不公平になっていると聞こえるのです。

それであれば、1人世帯だったら2トンまでにしたらいいのではないかとか、多分そのような考え方も出てくると思うのです。

8トンまでは1人世帯でも、2人世帯で

も基本料金は一緒ですというのであれば、それが不公平だから水道料金を控除できないのですよという答弁だと思うのです。

では、水道料金の今の基本料金はどのようなのですか、不公平はないのですかと聞きたいのですけれど、その辺はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、ひと月8トンまでが基本料金ということで1,320円、それを超えますと1トン当たりの料金がかかってきますので、世帯が多くなればそれだけ水の使用も多くなり、使った量に応じてかかっておりますので、その不公平感はないと思います。

今、課長から御答弁したとおり、基本料金だけを免除してしまうと、そのような世帯の人数に応じた支援にはならないということです。

そしたら、世帯に応じて水道の使用料に応じた免除もというお話かと思えますけれども、そのようなことも実際には可能かと思えますが、なかなかその事務手間といいますか、水道の契約自体が世帯何人という押さえ方もしていませんので、実際にそのようなことをやるとなると、世帯の人数を抑えたりということも出てくるため、恐らくいろんな市町村は基本料金だけの免除としているのかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） いや、私は超過料金も含めて厳密にという話はしていないのです。

基本料金を減免してはどうですかと。

今、部長が言いましたように水道料金は、当然、世帯が増えるほどトン数が増えるから料金が増えているのだと。

だから、その減免も一緒ではないですか。

基本料金を免除するということは、1人世帯であれば、当然、ゼロになる。5人世帯であれば超過分がかかってくる。

それは、水道料金徴収と同じ考え方だと思うので、多分不公平にならないと思うのです。

この御答弁は、私には理解できないとお話ししましたが、おかしいのかな。

だから、水道料金の基本料とそれを負担するということは多分イコールで、不公平感はないと思うのですけれど、その辺はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） 例えば、1人世帯ですと基本料金がゼロになりますよと。

うちの家庭ですと5人世帯なので、ひと月1万5,000円ぐらいかかっています。

そのうち、1,320円だけが免除になる。

家庭によっては、家族が多ければ多いほどそのような光熱費というのは多くかかっているにもかかわらず、1人世帯はゼロになると。

5人世帯であれば1人分しか免除にならないということから、物価高騰というのはそれぞれの世帯人数によってかかる金額も多くなると思いますので、そのような世帯人数に応じた支援になるのであれば、まだ不公平感はないのではないかと考えたということで答弁しております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） その辺の考え方は分かりました。

1番いいのは、コロナが発生した当初に、国の事業ですけれども国民1人当たり10万円。これは絶対に不公平はないですよ。

確かに、そのあと生まれてきた人はどうなのとか、いろいろ問題はありましたけ

れど、基本はそうだと思うのです。

1番いいのは、美幌町でそれができるのかという話です。

今まで単独財政では非常に厳しいということで、それも含めて各市町村は基本料金を免除だということで踏み切っていると思うのです。

ちなみに、この基本料金を補填するとなると、コロナの交付金をそれに活用することはできるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申し上げます。

今現在、水道事業の会計的な部分でいうと、非常に厳しい財政状況の中でやっています。

補填については、一般財源から補填をしていただける、または、今回の交付金の中に水道料金の基本料金等の減免が臨時交付金として採用されるかどうかの条件によって、そのような部分は可能かと思えます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） 補足させていただきますが、コロナの交付金の活用は可能でございます。

ただ、交付金も限度がありますので、その枠の範囲内ということになります。

限られた財源をいかに使うかということが重要かと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 直接活用できるということですね。

今やらないからあれなのですけども、例えば、基本料金を免除した場合、実際に美幌町としてどのぐらいの予算が必要になるのでしょうか。

基本料金を無料にしますよといった場合、1か月どのぐらいかかるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申し上げます。

1か月の基本料金を免除した場合につきましては、約1,200万円が減免になる金額となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） これは一般も事業者も含めての値段でいいのですか。

○議長（大原 昇君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 1,200万円の内訳でございますけれども、事業所も含む金額となっております。

以上、説明しました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 当然、井戸を使っている世帯もあると思いますので、これをやるとなると、井戸を使っている世帯にもある程度の支援は必要だと思うのです。

でも、1,200万円、例えば、井戸を入れても1,500万円として、その補助金も使えるということであれば、非常に町民の方は喜ぶと思うのです。

例えば、私の家の話なのですが、灯油代が2016年の秋で約60円でした。そして、コロナが始まった2020年の1月ですと95円。そこからちょっと下がって、大体75円から80円でキープしていたのですが、今年の春以降は121円になっています。灯油代だけでも1.5倍以上、上がっています。

それからガソリン代、大して上がっていませんが、150円だったのが160円を超えていますよね。

そして、電気代、うちは北電なのですが、12月から値上げしますときました。

美幌町も公共施設、電気料が上がったか

らといって補正を組みましたよね。

各家庭も同じように電気代が上がりますし、これから冬に向けて高い灯油を入れて、灯油を消耗しなくてはいけない状況になりますよね。

先ほど、町長の答弁の中で、今後の状況を見据えながら引き続き検討していくと、今はやらないけど検討していくということだったのですが、今言った電力とかの状況を踏まえて、電気料、それから灯油代、ガソリン代が幾らまで値上がりしたら、今の重い腰は上がるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、答弁させていただいた中においては、水道料金に特化してというのがどうなのかなと。

それは、担当からも答弁させていただいたのですけれども、何とか世帯人数に反映したいなと、何かいい方法ないかというのは正直な気持ちなのです。

そのときには、近隣の町村とかといろいろ協議をさせていただいて、担当といろいろ話をした中で、水道をやるのではなく、何かほかのものを考えたらというのが、正直な答弁の気持ちでありました。

この頃の状況を見ると、コロナ禍であって、ロシアの侵攻があって、今度はそれによって物価高騰、円安になったりして、国が物価高騰対策で低所得世帯にという話になったときに、ほかに何かまたやらなければいけないこと、要は国がやることとは別に、町としても何かやらなければいけないことはあると思っているのです。

一つの手法として世帯にという話であれば、いろいろあると思うのです。

例えば、水道が通っていなくて井戸で汲んでいる場合は、水道の基本料金的なものを出すよと。

ほかのところもやっていますので、そのようなことも含めて、何か検討できるものをやらなければいけないという思いはあります。やらないということではなくて。

それよりもいいものを何とか模索したいということで、担当といろいろ協議した中での答弁であったので、最後には光熱水費を含めて何かしかりしなければいけないという思いであります。

腰を上げないということではなくて、何とかしなければいけないという思いだけは、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 1 2 月定例会の一般質問で、私がまた同じような質問をしないよう事業展開されることを期待して、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいま戸澤議員からも御質問がございましたが、9 月 9 日に国で追加対策として物価高騰対策を公表しておりますけれども、その中で電気、ガス、食料品等、価格高騰重点支援交付金ということで、エネルギーや食料品などの価格高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的として、新たに地方創生臨時交付金の中に創設されております。

この部分が一応 6,000 億円ということで、予備費から予算措置されるということを知っております。

その中で、これから推奨メニューも示されてくると思いますけれども、その中で生活支援を含めて、しっかりと困っている町民の方への支援を考えていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、1 番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14 時 30 分といたします。

午後 2 時 15 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き

会議を開きます。

通告順により発言を許します。

1 3 番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 さきに通告しております2点、5項目について一般質問をしますので、よろしくお願いしたいと思います。

最初に、学校図書館の整備について、4項目にわたって質問をしますので、よろしくお願いしたいと思います。

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことができない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校のエ教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としています。

また、学校図書館の役割については、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である読書センターとしての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする学習センターとしての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする情報センターとしての機能を有しているところであります。

このような中、令和4年1月、文部科学省は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館図書整備等5か年計画を策定しました。

本計画は、公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としております。

また、本計画に基づいて地方財政措置が講じられるとともに、文部科学省は公立小中学校等の学校図書館の整備充実に努めていくとのことでもあります。

このことから、次の項目について、教育

長の考え方をお伺いします。

1、学校図書館の図書整備について。

文部科学省は、平成5年に学校図書館図書標準を制定以降、累次の学校図書館図書整備5か年計画を策定し、学校図書館図書標準の達成に向けて取組を推進してきたところでは。

令和2年度の学校図書館の現状に関する調査結果によりますと、公立小中学校等の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準を学級数に応じて定めた学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、全国で小学校71.2%、中学校61.1%になっていますが、町内の各小中学校の学校図書館図書標準に対する学校図書館の蔵書冊数、図書の貸出冊数、また、令和4年度各学校の図書予算、選定基準及び廃棄基準の現状についてお伺いします。

また、今後の図書の更新計画及び当初整備計画について、教育長の考え方をお伺いします。

2、学校図書館への新聞配備について。

学習指導要領では、新聞を教材として活用することが位置づけられており、文部科学省は、平成24年度から開始した第4次学校図書館図書整備5か年計画に新聞の配備を含めており、全ての学校での新聞配備を推進してきたところでは。

また、平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢を18歳以上へ引下げたことや令和4年度から民法に規定する成年年齢を18歳へ引き下げたことに伴い、児童生徒が自主的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっております。

令和2年度で、新聞配備をしている全国の学校の割合は、小学校56.9%、中学校56.8%となっており、町内では小学校1校当たり2紙、中学校1校当たり3紙を配備すべきと考えますが、現状と今後の考え方をお伺いします。

3、学校司書の配置について。

学校図書館法第6条において「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員の学校司書を置くように努めなければならない」とされています。

また、文部科学省の学校図書館ガイドラインでは、校長を学校図書館長として司書教諭が学校図書館経営計画を立て、それに沿って学校司書が実際の運営を行うようになっています。

学校司書は、本の貸し出しや整理だけでなく、授業に必要な資料をそろえ、レファレンスと呼ばれる情報活用に関わる学びの支援を行います。

文部科学省の令和2年度の調査で、学校司書の配置については、全国で小学校68.8%、中学校64.1%が配置されています。

町内では、町立図書館の巡回司書が小学校3校には週1回、中学校2校には週2回巡回し、読み聞かせやブックトーク、本棚整理、選書などを行っており、司書の巡回日の貸出数は他の日より多くなる傾向にあり、司書の存在が児童生徒と本を結んでいることが分かります。

また、令和3年度全国学力・学習状況調査結果によると、美幌町の児童生徒の学力の状況については、令和3年10月から12月の町広報に掲載のとおり、平均正解率は小中学校ともに全ての教科で全国や北海道の平均正解率を下回っております。

一方で「2時間以上読書している」と回答した児童は全体の7%ですが、平均正解率は国語69.6%、算数68.0%と高い数値となっています。

また、約30%の児童が「読書を全くしない」と回答しており、平均正解率は国語47.6%、算数52.9%と、2時間以上読書している児童との差が大きくなっています。

この数値から、読書は重要であることが示され、これまでも取り組まれてきましたが、各学校や家庭でもさらに工夫を凝らした読書活動の推進が必要であります。

このようなことから、各学校に司書を配置することによって、児童生徒の本の貸し出し等の増加につながり、学力の向上にもつながると考えます。

また、文部科学省の第6次学校図書館図書整備5か年計画に基づく、経費に係る国の地方財政措置もありますので、できるだけ早く町内各小中学校に学校司書を常駐配置すべきと考えますが、教育長の考え方をお伺いします。

4、学校図書館の施設整備について。

町内の各小中学校には学校図書館が整備されていますが、実態を調査しますと、夏は非常に暑く、直射日光により本の名前が消えて全く見えなかったり、学校図書館が狭いため授業ができない、すが漏りもする、また、ある学校にあつては、本棚も少ない、テーブル・いすも足りない、パソコンも古いなどの状況にあります。

各学校の要望等に基づき、適切に施設整備をすべきと考えますが、教育長の考え方をお伺いします。

大きく2点目であります。

新型コロナウイルス感染症対応について。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大が始まり、今年で3年目を迎えますが、いまだ感染拡大が続いており、最近、国内では過去最高の感染者数を更新しております。

また、美幌町内においても、8月14日から20日までの1週間の新型コロナウイルス感染者数は112人と大変多い状況になっています。

この間、町はその時々状況に合わせ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染症対策や経

済対策等を実施してきたところです。

具体的には、令和2年度においては50事業で、事業費10億2,599万2,000円、うち臨時交付金6億6,706万円、令和3年度においては42事業で、事業費2億6,506万4,000円、うち臨時交付金2億2,651万7,000円、令和4年度においては42事業で、事業費予算4億1,464万7,000円、うち臨時交付金2億6,403万5,000円で、合計134事業、事業費17億570万3,000円、うち臨時交付金11億5,761万2,000円と多額の費用となっています。

これまでの新型コロナウイルス感染症対応の次の項目について、町長の考え方をお伺いします。

1、令和2年度から令和3年度までの92事業で、事業費12億9,105万6,000円、うち臨時交付金8億9,357万7,000円となっていますが、町長はどのように事業評価されているのか、お伺いします。

また、対策がよかった事業及び今後改善が必要な事業について、あわせてお伺いします。

2、令和4年度事業完了後、町民アンケートを実施して、今後の対策を講じるべきと考えますが、町長の考え方をお伺いします。

3、令和4年7月開催の臨時会の一般会計補正予算（第5号）で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した高齢者世帯等生活支援扶助2,911万2,000円について、交付対象者は高齢者世帯、生活保護世帯及び障がい者世帯の非課税世帯となっています。

その中で、障がい者世帯の条件として、身体障害者手帳1級から3級に該当する内部障がい者がいる世帯、療育手帳A判定に該当する者がいる世帯、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者がいる世帯となっていますが、令和3年度、町が障害者控除

対象者認定書を交付した要介護認定者57人について、所得税法で障害者控除が認められていることから、高齢者世帯と生活支援扶助の交付対象者の障がい者世帯に該当すべきと考えますが、対象にしなかった事由についてお伺いします。

また、今後、障害者控除対象者認定書を交付した要介護認定者及び交付申請していないが障害者控除対象者認定を受けられる要介護認定者を、高齢者世帯等生活支援扶助等における障がい者世帯に該当するよう見直しをすべきと考えますが、町長の考え方をあわせてお伺いします。

4、プレミアム商品券発行事業について、令和2年度に4回実施し、事業費6,361万7,000円、令和3年度に4回実施し、事業費6,273万2,000円、令和4年度に3回実施し、事業費予算7,480万1,000円、合計11回で事業費2億115万円となり、商品券の使用を契機として町内での消費喚起を促し、事業者を支援することになりましたが、新型コロナウイルス感染症が今後も拡大した場合、町長は継続する考えはあるのか、お伺いします。

また、プレミアム商品券を購入したくても購入することができないと思われる高齢者世帯、障がい者世帯、生活保護世帯等の低所得者世帯にプレミアム商品券を無償配布する考えはないのか、あわせてお伺いします。

5、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後、国から追加交付された場合、どのように事業化するのか、町長の考え方をお伺いします。

以上、2点、5項目について、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 馬場議員の御質問に答弁いたします。

学校図書館については、後ほど教育長から答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症対応につい

て。

1点目の御質問であります、これまで感染防止と町民の生活、町内の経済を守るため、御質問にあります規模において、様々な事業を実施してきたところであります。

感染防止対策としては、抗原体検査キット給付事業の実施により、町民の感染不安の緩和に努めるとともに、中小企業者感染予防支援給付事業などに取り組むことで、感染拡大の未然防止に効果があったものと考えております。

町民の生活を守る事業としては、ひとり親世帯支援事業や未来の担い手支援事業などを実施し、日常生活における経済的負担の軽減を図ることで、暮らしを支える効果があったものと考えております。

さらに、町内の経済を守る事業としては、営業継続支援事業や事業者支援金給付事業などの実施により、事業の継続と雇用の確保に効果があったものと考えております。

今後においても、コロナ禍が続くことが予想されることから、生活者・事業者のニーズをしっかりと把握の上、効果的な対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

2点目の御質問であります、真に必要な対策を講じるため、日頃から町民生活への影響や地域経済の状況を注視しており、事業効果を高めるため、時期を逸することなく対策に取り組んでいるところであります。

現時点において、町民アンケート等の実施は予定しておりませんが、今後も町民皆さんの困り感をしっかりと把握できるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目の御質問であります、本事業は物価高騰による影響が大きい高齢者及び障がい者世帯のうち、年金等により収入が固定されている世帯、また、就業による対応

が困難な世帯に対する影響緩和を目的とした市町村高齢者世帯等生活支援事業補助金を活用しておりますので、補助基準に基づき、障がい者の支給対象は手帳交付者としております。

所得税法による障害者控除対象認定につきましては、税法上の優遇措置であり、本事業の対象要件を満たすものでないことから、対象としなかったところであります。

また、令和3年度において、町が障害者控除対象者認定書を交付した要介護認定者57人のうち21人につきましては非課税世帯であり、高齢者世帯としての要件を満たしているため、申請書を送付しております。

なお、今後の対象者の見直しについては、現在のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

4点目の御質問であります、プレミアム商品券発行事業については、町が国・道からの交付金を活用し、実施主体である美幌商工会議所に対し、対象経費の10分の10を補助する事業となっております。

令和2年度から令和4年5月までに販売された商品券は、新型コロナウイルス感染症の流行により低迷した町内の消費喚起を図ることを目的としており、本年9月と来年1月に販売予定の商品券は、長期化するコロナ禍において、原油価格や物価高騰により低迷した町内の消費喚起を目的としております。

今後につきましても、国・道の動向や商工会議所を含め、関係団体と協議しながら、状況に応じて対策を提案してまいりたいと考えております。

また、高齢者世帯等の低所得者世帯へのプレミアム商品券の無料配布は、さきに答弁いたしました生活支援を行っていることから、現在のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

5点目の御質問であります、臨時交付金を活用した事業の実施に当たっては、今

後においても感染症対策本部で議論を重ね、必要であると判断した事業について、適宜、議会に御相談の上、事業化を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 馬場議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、学校図書館図書の整備についてであります。令和3年度末現在の各小中学校の学校図書館蔵書冊数は、美幌小学校が標準冊数1万360冊に対して9,759冊で達成率94.2%、東陽小学校が標準冊数1万560冊に対して6,108冊で達成率57.8%、旭小学校が標準冊数7,960冊に対して8,304冊で達成率104.3%、美幌中学校が標準冊数9,040冊に対して6,047冊で達成率66.9%、北中学校が標準冊数1万1,200冊に対して6,034冊で達成率53.9%となっています。

この図書標準冊数は、その年の図書の購入・廃棄数及び特別支援学級も含めた学級数に応じて算出されるため、100%に達しない学校が多い状況であります。

令和3年度中の貸出冊数につきましては、美幌小学校は6,483冊、東陽小学校は351冊、旭小学校は3,367冊、美幌中学校は1,388冊、北中学校は416冊となっています。

次に、令和4年度の各学校の図書予算であります。美幌小学校と旭小学校は30万円、他の3校につきましては35万円であり、蔵書達成率が低い学校に対して多めの予算措置としております。

図書の選定基準につきましては、児童生徒や職員から要望があった図書や全国学校図書館協議会図書選定基準も参考として、学校司書と相談しながら選定しております。

図書の廃棄基準につきましては、汚損や破損が著しく活用不能なものや情報が古いもの、また、全国図書館協議会学校図書館廃棄基準も参考に廃棄しております。

今後の図書の更新計画、図書整備計画がありますが、時代に合った図書の更新・整備が必要であることは認識しておりますので、限りある予算の中で各学校の要望を踏まえ、更新整備を図っていきと考えております。

2点目の学校図書館への新聞配置についてであります。現状としまして美幌中学校は2紙、その他の小中学校は3紙配備している状況であります。

第6次学校図書館図書整備等5か年計画の目標に「中学校の新聞配備については3紙」とされていることもあるため、全校3紙配備に向けて取り進めてまいります。

3点目の学校司書の配置についてであります。令和元年度より巡回司書を1名から2名に増員し、小学校は週1回、中学校は週2回の体制としておりますので、学校司書の常駐化も必要なことと思われませんが、当面は現体制を維持していきながら、小学校の巡回回数を週2回に増やすことや将来的には常駐化についても検討してまいります。

4点目の学校図書館の施設等整備についてであります。各学校とも施設の老朽化が進んでいることや限られた学校図書館スペースであるため狭隘になりつつあるという現状がありますので、学校の要望を聞きながら、備品を含め、できる限りの施設整備を図ってまいります。

児童生徒の読書活動は読解力や想像力、表現力を育てる力を持ち、1冊の本の出会いから子供たちの生きる力が育まれ、さらには、学力向上との相関関係も全国学力・学習状況調査の分析結果で示されていることから、とても重要であると認識しております。

今後も図書の更新や施設整備など、読書

活動の環境整備に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

最初に、学校図書館の図書の整備についてということですが、今、教育長から令和3年度末現在の各小中学校の図書の達成率、それぞれ御答弁いただきました。

結果から言うと、全体で全小学校の達成率は73.8%になります。

それで、御答弁にありましたとおり、町内5校のうち4校が、この学校図書館の蔵書冊数の標準に達していない状況になっています。

そこで、教育長の答弁の中で「今後の図書の更新計画、図書の整備計画で、時代に合った図書の更新・整備が必要であることは認識しておりますので、限りある予算の中で各学校の要望を踏まえ、更新・整備を図っていきたいと考えております」とありますが、現行の図書予算で美幌小学校、旭小学校は30万円、他の3校が35万円では、学校図書の蔵書冊数の標準を達成するには数多くの年月がかかると私は思います。

そのようなことから、教育委員会として、各学校の実態調査をされておりますけれども、まず、図書に関わる実態調査をしてはいかがかなと思います。

そこで、私は、今回質問するに当たって、町内の全小中学校を訪問させていただき、校長先生あるいは教頭先生から各学校の状況をお伺いしました。

その中で、ある学校においては「生徒の学びを広げるには学校図書館の役割は大きい。総合的な学習の時間では、国語や算数等で学んだことを生かして横断的に学んでいくが、その学びを広げるには学校図書館

での調べ学習が欠かせない。現在の図書の冊数が少ないため、学級ごとの調べ学習には対応できない。生徒の心を豊かにするための児童書や小説などは古い本が多く、昭和50年代の本も珍しくない。総合的な学習時間での探究学習が学力向上につながることは、国立教育政策研究所の分析結果からも明らかである。町教委には、学校図書館の図書の購入費用の増額を要望する」とのお話もありました。

このことから、現在ある図書の中には大変古いものが多く、使用できない図書があります。廃棄する図書は、きちんと廃棄処分すべきと考えます。

また、図書の貸出冊数につきましても、整備率が低い学校ほど貸出冊数が非常に低い状況になっています。

そこで、図書の更新にあっては、一度に整備するとなると多額の費用になりますので、年次整備計画により図書の更新をすべきと考えます。

あわせて、図書館の図書標準に達していない学校も4校あるので、年次計画により整備すべきと考えます。

したがって、学校図書館の整備にあっては、図書の更新整備計画と新規図書購入整備計画の二本立てで整備すべきと考えますが、教育長の考え方をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

今、議員からいろいろ御指摘をいただいております。

毎年、学校図書館に限らず、学校からいろいろな要望が来ているわけですが、優先順位をつけながらそれぞれ整備をしてきているところであります。

また、今年度におきましても寄附をいただきまして、少額ではございますけれども、図書購入費用として各学校に10万円ずつ、少しでも達成率が上回るような取組もしているところであります。

御指摘のように古い本もあるというのは私どもも承知しておりますが、この辺は一応学校長が学校図書館長ともなっておりますので、司書教諭あるいは図書館司書と相談しながら、残す本あるいは捨てる本ということで、この達成率が上下しているということは御理解いただきたいと思います。

今後とも達成率が100%になるような形で、年次的に計画していきたいと思っていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今、部長から答弁がありましたけれども、状況については分かっていると理解しました。

先ほど言いましたけれど、一遍にやると大変なので、古い本は古い本できちんと廃棄するものは廃棄して、更新計画を立てると。

それぞれの校長先生にお伺いすると、やはり図書は必要なのだということがありますので、同じことを言いますけれども、標準冊数に達していないものについては、遠藤部長もおっしゃいましたが年次計画でやると。

例えば、期限を決めて、短期間で年次的にやるということについて、再度、教育長の考え方をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 1回目の答弁で申し上げましたように、読書習慣をつけるということは非常に重要なことで、この習慣というのは一生使える、役に立つものだとして認識しております。

そのようなことから、先ほど部長からも申し上げましたように、各学校とも協議しながら計画的に図書を充実させていこうという思いであります。

また、具体的に額だとか、冊数については今、お話しすることはできませんけれども、教育委員会の考え方としては、子供た

ちの力になるということもありますので、積極的に町長部局に相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ぜひ、児童生徒のために、学校の要望等に基づいて実施していただきたいと思います。

2点目の新聞配備については、御答弁のとおり理解いたしました。

3点目の学校司書の配置について、二つほどお伺いしたいと思います。

一つ目、令和3年度の全国学力・学習状況調査結果によりますと、美幌町の児童生徒の学力の状況については、全小中学校とも全ての教科で全国や北海道の平均正解率を下回っていますということで質問をしました。

この令和3年度以降、これに対する学力向上に向けた学校あるいは教育委員会の対応策等について、令和4年度の全国学力・学習状況調査結果で公表できるものがあれば、ここで伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 初めに、全国学力・学習状況調査の関係でございますけれども、令和4年度の実績につきましては、10月1日号広報で公表すべく準備を進めている状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

議員から質問がありましたように、読書と学力・学習状況調査の相関関係というのは、立証されているところでございます。

毎年、広報でこの学力・学習状況調査の結果をお示しさせていただいているところでありますが、全道・全国と比べて低いような状況でございます。

学力向上は喫緊の課題だと教育委員会、学校も共通認識を持っております。

そのような中で、今年から始めた取組としましては、教員の発案によって、学力向

上推進委員会という全学校を横断した組織を設置しております。

こちらで、各学校で抱えている課題だとか、学力向上策、さらには小中一貫とした学びの在り方等々について、また議論を重ねていくという予定であります。

また、令和2年度からGIGAスクール構想で1人1台の端末を導入しております。

こちらにつきましても、常任委員会で現場を見ていただいたということもありますけれども、使い方によっては学力の向上にも大きな役割を果たしているということでございます。

さらに、教員の研修を随時行っているほか、教員の発案によってICT向上推進会議というものを設置しております。

これも同様に、全小中学校から構成しており、こちらとも合わせて推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今、教育長から学力向上に向けての答弁がありました、そのような取組の中に学校図書の対応についてあったかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 実は、教育委員会で、来年度予算に向けて、各学校で特色ある教育活動への企画を出していただきたいということを流しております。

そのような中で、まだ実際には出てきておりませんが、学校図書館の活用だとか、そのようなものもあろうかなと教育委員会としては考えております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ぜひ、学力・学習調査がいい結果になるように、私も町広報を見ているので、よろしくお願いいたします。

と思います。

もう一つ「学校司書の常駐化も必要なことと思われますが、当面は現体制を維持していきながら、小学校の巡回回数を週1回から2回に増やすということや将来的には常駐化についても検討してまいります」という教育長の御答弁でございました。

先ほど質問でも言いましたが、文部科学省は、この第6次学校図書館図書整備5か年計画については、経費に係る国の地方財政措置もあると、裏づけが財源的にあるということも明記されていて、財政的にどうなのかなと。

文部科学省はそうに言ってますけれども、実際的にどうなのかと。

また、町内の小中学校を回ったときに、全ての学校が学校司書の常駐配置を要望しています。

できるだけ早くという話もありましたので、できればそのような地方財政措置があるのであれば、次年度から全小中学校に常駐配置をすべきと考えますが、再度、教育長の考え方をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 地方財政措置の関係でございますが、地方財政措置の実態としましては、普通交付税の基準財政需要額に算入されているという状況でございます。

しかしながら、この金額といたしましては、学校司書の配置に限らず、学校図書館経費という名目で措置されているものでございまして、美幌町の標準財政規模に当てはめて算定いたしますと、小中学校合わせて約940万円弱が学校図書館経費として、基準財政需要額に算入されているということでございます。

そのことから、一概にも司書の人件費ではないということを御理解いただきたいなと。

学校図書館の運営に要する経費ですの、光熱水費だとか、図書の購入費、その

他もろもろの費用が計上されているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、今、中学校は週2日、小学校は3校で週1日ずつとなっております。

こちらにつきましても、小学校はせめて週2回にならないのかということを教育委員会内部でも検討しておりますので、御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 文部科学省の財政措置がありますということなのですが、実際に今、教育長の御答弁で940万円というのであれば、非常に厳しいかなと思います。

ですが、やはり学力向上に向けてあるいは全ての学校が常駐配置をしてほしいと。

司書が常駐配置していると、児童生徒の本の貸出し数も非常に多くなっていると。

ひいては、学力の向上になるのではないかと思いますので、940万円と言いながらも、全小中学校に本当にできるだけ早く常駐配置すべきだと私は思います。

ぜひ、これからも町長部局とも調整しながら進めていただきたいと思います。

それでは、4点目でございます。

各学校図書館の施設整備について、一つだけ。

先ほどの質問の中で、各学校の校長先生等から聞いた状況について、いろいろな施設整備をしてほしいという要望も承っています。

その中で、学校図書館は、誰でも開かれた安らぎの場ということで、心の居場所としての機能もあるということであれば、学校図書館は非常に暑いということで、保健室と同様にエアコンを設置していただきたいというお話がありました。

これについて、教育長の考え方をお伺い

します。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 学校図書館は、子供たちの居場所であるということは、私も重々認識しているところでございます。

また、夏場は暑いということも十分認識しております。

さらには、コロナ対策もありまして、一昨年には、各学校の教室に扇風機を配備しているという状況でございます。

そのような状況から、まずは扇風機だとかで対応していければと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 学校図書館の整備については、学校の要望等をしっかりと踏まえて、教育長が御答弁されたように切実な要望もありますので、随時検討をお願いしたいと思います。

以上で、1点目の学校図書館の整備については、終わらせていただきます。

2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、3点ほど再質問をさせていただきます。

質問の二つ目、令和4年度事業完了後の町民アンケートの実施ということについて、私は言いました。

「真に必要な対策を講じるため、日頃から町民生活の影響や地域経済の状況を注意しており」ということで御答弁をいただきましたが、私はなかなか町民の実態が分からないので、町民アンケートということで申し上げましたけれども、町民のニーズとか、いろんな状況を注視しているのか、具体的な対応について伺います。

また、答弁で「現時点においては、町民アンケート等実施は予定していません」ということでありますけれども、それに代わるものはどのように考えていらっしゃるのか、実施しない理由等について、この2点

を伺います。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 馬場議員の御質問にお答えいたします。

町民アンケートの実施に関する御質問ですが、まず、町民からの意見集約という意味では、日頃から各部局におきまして、所管の業務を進めていく中で生じた課題だとか、意見・要望などから町民ニーズの把握に努めているところであります。

また、町内事業者の状況把握についてでございますが、この間、商工会議所をはじめとした各関係団体とかと、様々な機会を通じて意見交換をしながら状況把握に努めているところであります。

そのような取組から様々なニーズを拾い上げ、今後も時期を逸することなく、機動的に対処してまいりたいと考えているところでございます。

また、アンケートの実施について、先ほど答弁しましたとおり、現在のところ実施の予定はございません。

御説明しました対応で感染状況だとか、町民生活の状況に注視していきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 御答弁については分かりました。

私は、今までの134事業で、事業費が約17億円かかっているということを申し上げました。

ただ、今、課長の答弁のように、今現在は各関係機関や各団体の意見聴取でいいと思いますけれども、これだけ多くの事業をやっている中で、単年度あるいは継続していないものであれば、全体的に本当に困っている人を救うためにどうするかということで、私は町民アンケートもこの時期にやってはどうかと。

今回、原油価格等の高騰もありました

が、17億円という事業費の中で、今のやり方が悪いとは言いませんけれども、町民の声をもう少し幅広く聞くために、一つの案として町民アンケートと私は言いました。

町民の皆さんから聞くさらなる手段を新たに考えたほうがいいかなということで、質問をしました。

1年、2年の問題であればいいのですが、3年、これから先もまた追加交付になる場合もあるので、そのようなことも含めて、町民一人一人の意見をできるだけ多く聞いていただきたいというのがあったのですけれども、町長はそこら辺をどのようにお考えか、御質問をしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町民の方々の困り感というか、いろいろな情報をどう把握するかが問題だと思います。

馬場議員におかれましては、アンケートという話なのですけれども、アンケートというのは、ただどうしますかということでは非常に難しいと私は思うのです。

ですから、困り感があつたとすれば、どのような分野で、どのようなところでということ町民の方に問いかけるためには、こちらがきちんと把握しているかということをしなないと。

ただ、意見だけ自由にもらうとそれは混乱を来すし、普通であればこのような項目でお願いしたいということの設問的なものをやる。

それを把握することを考えれば、日常的に担当は担当でアンテナを張っています。

私どもも定期的に会議所、農協、それから森林組合とか、場合によっては若者というか、そのようなグループと懇談をしながら、また、それぞれ職員として、それから私どもで言えば管理職として、特別職として、いろいろな町民と接するときに、どのようなことだということもお聞きしていま

す。

最終的には、感染対策本部会議で皆さんと出合った中で皆さんにということは、議会の皆さんに御相談して決めている形がありますので、繰り返しますけれども、そこまで踏み込んだことは考えていないという状況であります。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 町長の言うことについても、現状の中でいろいろな意見を聞きながら各団体、各関係機関、多くの情報を得ながら、そして、対策本部会議で決定されている。

あるいは、関係部局において、アンテナを張りながらやられているということは、よく理解します。

その中で、私も町民の声を聞くと、このような対策をもっともっとやっていただきたいと個別に相談も受けています。

そのようなことを言うと、なかなか理解されない部分もあるので、ぜひ、そのようなこともあったということで、御理解いただきたいと思います。

次に、3点目の高齢者世帯等生活支援扶助についてであります。

答弁で「今後の対象者の見直しについては、現在のところ考えておりません」とのことですが、例えば、障害者控除対象者の認定の交付申請をしていない方が、身体障害者手帳を持っていないけれども、身体障害者手帳の交付を受けている障がい者と同程度の要介護認定者もいると思うのですよ。

そのような場合については、障害者手帳の交付を受けるよう推奨するとともに、要介護認定者として障がい者世帯に該当させるべきではないかと思います。

具体的な事例を挙げましたが、そのような手帳は持ってないけれども、それと同程度の要介護認定者等もいるので、そのような世帯の方については該当させるよう見

直しをすべきと考えますが、対象者の見直しを現在のところ考えていない理由について、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

今回の生活支援金につきましては、まず、対象者は世帯全員が非課税というところをベースに考えております。

その中で、65歳以上の者で構成されている高齢者世帯、また、身障等の手帳を持っている方、さらに、基準日を8月1日と設定しております。

こちらの部分を設定しておりますので、これ以前に身障手帳が対象となるのであれば対象になりますが、どこかで線を引かなければならないということもございまして、今のところ基準日である8月1日、さらに、世帯全員が非課税というところで、道の基準に合わせた制度となっております。

よろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今回の高齢者世帯等生活支援扶助について、道の基準どおりにやられたということについては理解します。

その次に、このような事例があった場合、障がい者生活支援等ということで、例えば、それ以外の制度の中でこのようなことがあれば、今後、見直しはどうかと私は言いたいのですが、言っている意味が分かりますか。

結局、今回は道の支援事業だけれども、障がい者世帯に入っていない要介護認定者で、障がい者制度と同じような人、このような制度がほかにもあると思います。

そのような場合について、この障がい者、要介護認定者について該当させるべきでないかということもあわせてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいま議員おっしゃられた部分につきましては、新たな施策として出たときにどうするかということかと思うのですが、今回の給付金の制度につきましては、議員も御存じのとおり、道の補助事業にのっとった形でやらせていただいております。

今後、町で展開する事業、単独なのか、多分厚労省に準じた形になろうかなと思うのですが、そのときに国や道がどのように示すか、さらに、町として拡大すべき部分がどの程度あるのかという部分については、そのときの状況を再度確認した上で対象者を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ぜひ、実態に合った見直し等について検討していただきたいと思います。

最後に4点目のプレミアム商品券発行事業についてであります。

答弁の中で「高齢者世帯等の低所得者世帯へのプレミアム商品券の無償配布は、さきに答弁いたしました生活支援を行っていることから、現状のところ考えておりません」とありますが、例えば、今後、プレミアム商品券発行事業を追加でやられた場合、高齢者世帯等生活支援扶助も継続して実施するという理解なのか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、答弁を申し上げたのは、プレミアム商品券というのは経済循環をさせたいということなのです。

今、御質問いただいたプレミアム商品券の無償配布ということは生活者支援ということで、基本的に分けて考えるべきだと思っているから、このような答弁をさせていただいたわけです。

ですから、プレミアム商品券ではなく、

その相当額を皆さんに券としてお渡しするというのであれば、これはもう生活支援なので、そのような理解をしていただければと思うのです。

よく、プレミアム商品券が買えない方がいると聞いたりしますが、今回においては希望する方は全て買えるような形で会議所とお話ししています。

そのような意味でいけば、自分が持参した金額に合わせて、1.5倍のプレミアム商品券を得ることができる状況にはなっていますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ちょっと私の答弁の取り方も悪かったかもしれませんが、プレミアム商品券をやっているときで、今回は生活支援事業があるからやりませんという意味でとったのです。

新たな事業をやるとしたら、次回も道の事業が続くのであればいいのですが、多分続かないと思うので、その生活支援事業をまた単独でもやるのですかという質問なのです。

プレミアム商品券をやることによって、生活支援は単独でも行うかということを開きたいのですが、そこら辺どうですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、国から交付金が入ってくることとは別に、その状況によって、生活支援ということを町単独でやらざるを得ないこともあると思います。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 最後になります。

今、いろいろ新型コロナウイルス感染症対応について申し上げました。

私はアンケートと言いましたが、

町長が言われるように、それに代わる各団体や各関係機関と十分連携をとりながら、町民ニーズをしっかりと把握して事業化すべきと考えます。

よろしくお願いします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、13番馬場博美さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時29分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員